

令和6年度第3回朝霞市廃棄物減量等推進審議会 次第

日時：令和7年2月19日（水）

午前10時から

場所：リサイクルプラザ3階活動室

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7(2025)年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）について
- (2) リサイクルプラザ事業再構築検討報告書（案）について
- (3) その他

3 閉 会

<資料>

- 資料1 令和7(2025)年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）
- 資料2 リサイクルプラザ事業再構築検討報告書（案）
- 資料3 朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画（改訂案）

令和7(2025)年度

朝霞市一般廃棄物処理実施計画  
(案)

朝 霞 市

## 令和7(2025)年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画 目次

第1編 計画概要.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進.....	1
第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画.....	3
第1章 ごみ処理.....	3
1 処理計画量等の見込み.....	3
2 施策・取組.....	9
(1)脱炭素社会の推進.....	10
(2)排出抑制計画(リデュース・リユース).....	10
(3)再資源化計画(リサイクル).....	13
(4)収集・運搬計画.....	15
(5)中間処理計画.....	15
(6)最終処分計画.....	16
(7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し.....	17
(8)災害廃棄物処理計画.....	17
3 その他.....	19
(1)市で収集・処理しないごみ.....	19
(2)市で処理する事業系一般廃棄物.....	20
第2章 食品ロス削減推進.....	21
1 施策・取組.....	21
(1)食品ロス削減の推進.....	21
第3章 生活排水処理.....	23
1 施策・取組.....	23
(1)生活排水処理施設の整備.....	23
(2)し尿及び浄化槽汚泥の処理.....	23
(3)情報発信・啓発.....	23

## 第1編 計画概要

### 第1章 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画として、朝霞市（以下「本市」という。）では、「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

令和7（2025）年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という）では、基本計画の実施のために必要な令和7（2025）年度の事業を定めるものとします。

第6次朝霞市  
一般廃棄物処理基本計画  
(令和6～15年度)

【本計画】  
令和7（2025）年度朝霞市一般  
廃棄物処理実施計画

### 第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進



SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）と、それを実現するための169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。このうち本計画と関連する分野は以下のとおりです。

#### ○関連する分野



ゴール（目標） No.11 住み続けられるまちづくりを  
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

## ターゲット

- 1 1. 6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 1 1. b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエント）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組②015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



ゴール（目標） No.12 つくる責任つかう責任  
持続可能な生産消費形態を確保する

## ターゲット

- 1 2. 3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 1 2. 4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 1 2. 5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

## OSDGsに関連した主な施策

- ・ごみの適正分別により、再生利用、減量（燃やすごみに混入している資源を適正に分別して資源化することにより環境負荷低減）
- ・食品ロスの削減
- ・事業所等での食品残渣の再生利用
- ・家具類の再生利用
- ・3Rの実践（不要なものは買わない、物を大切に繰り返し使う、分別を守り再資源化）など、市民、事業所、自治体三者で3Rを実施し、ごみの減量化を進めることで、No.11「住み続けられるまちづくりを」、No.12「つくる責任つかう責任」の目標達成をめざします。

## 第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画

### 第1章 ごみ処理

#### 1 処理計画量等の見込み

基本計画に定めるごみ減量化・資源化に係る目標値に基づき、令和7（2025）年度見込量を算出します。ごみ総排出量は、令和5（2023）年度と比較すると、約4.7パーセントの削減を見込んでいます。

表2-1-1：令和7（2025）年度見込量

生活系ごみ排出量	26,725t
事業系ごみ排出量	7,088t
集団資源回収	1,046t
総排出量	34,859t
生活系ごみ1人1日排出量※1	497g/日
リサイクル率※2	33.4%

※1 生活系ごみ排出量を、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の令和6年度人口推計値（147,430人）及び年間日数で割って求めた値

※2 集団資源回収量、クリーンセンターで中間処理後に回収される資源、搬入された資源及び焼却残渣のリサイクル量の合計を総排出量で割って求めた値

令和7年1月3日に、川口市朝日環境センターのごみ処理施設において火災が発生しました。設備の復旧までは長時間を要する見込みとのことで、同市の支援要請に基づき、令和7年1月から3月に、燃やすごみの一部を本市施設にて受け入れ、焼却処理しました。

令和7年度においても、引き続き支援要請があったことから、4月から10月頃にかけて受け入れる予定です。

表2-1-2：川口市の支援要請に基づく一般廃棄物の処理方法及び見込量

品目	受入先	処理方法	見込量
燃やすごみ	川口市	焼却	730t

※見込量や受入期間は川口市との協議により変更することがある。

表 2-1-3 : 家庭ごみの収集形態及び見込量

収集日による区分		収集形態	収集頻度	収集場所	搬入先	見込量
燃やすごみの日		委託収集	週 2 回	ごみ集積所	クリーンセンター	16,917t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	305t
クみ燃 資源 の 日 燃 や せ な い ご み プ ラ ス チ ッ ク 資 源	燃やせないごみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	966t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	2t
	プラスチック資源	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,660t
資源の日	新聞	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	380t
	雑誌・雑がみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,369t
	布類	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	509t
	ダンボール	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,367t
	びん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,007t
	かん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	406t
	ペットボトル	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	578t
	紙パック	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	7t
粗大ごみ		委託収集	随時	各戸収集	クリーンセンター	239t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	1,014t
生活系ごみ排出量計			—	—	—	26,725t
集団資源回収		—	—	—	資源再生業者	1,046t
合 計 (家庭ごみ)				—		27,771t

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがある。

○上記以外の家庭ごみの収集形態

①一時的多量ごみ

20kg を超えるごみは、ごみ排出時の指示事項（分別方法）に従って分別し、クリーンセンターに直接搬入又は市の許可業者に収集運搬を依頼。

②動物死体収集

飼い主が不明な動物死体（無料）は、市が収集を実施する。ペットの死体（有料）は、飼い主が自らクリーンセンターに持ち込むか、市が収集する。

③家庭ごみ訪問収集

日常生活によって発生する一般廃棄物を自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施する。（燃やすごみ含む）

④小型家電回収ボックス

市内公共施設（市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所）で、ボックス回収を行うほか、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

⑤パソコン

クリーンセンターに直接持込を行うか、「資源有効利用促進法」により、メーカー等へ回収を依頼してもらうほか、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

表 2-1-4：事業系ごみの収集形態及び見込量

ごみの区分	収集形態	搬入先	見込量
燃やすごみ	許可業者	クリーンセンター	6,523t
	直接搬入		501t
燃やせないごみ	許可業者		0t
	直接搬入		20t
粗大ごみ	許可業者		0t
	直接搬入		44t
クリーンセンター搬入量 合計			7,088t
燃やすごみ	許可業者※1	オリックス資源循環(株)寄居工場	96t
	許可業者※2	JRS	6t
	許可業者※3	北進重機(株)	5,160t
	許可業者※4	アイルクリーンテック	6t
	許可業者※5	大村商事(株) (処分業)	344t
	許可業者※6	ニューエナジーふじみ野(株)	67t

- ※1 紙くず、動植物性残渣
- ※2 食品廃棄物
- ※3 木くず
- ※4 食品廃棄物
- ※5 食品廃棄物、剪定枝、刈草を堆肥化
- ※6 食品廃棄物

表 2-1-5：ごみ処理施設別の処理方法及び見込量

施設名	ごみの区分	処理方法	見込量
ごみ焼却処理施設	燃やすごみ	焼却	25,465t
粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ	破碎選別	987t
	粗大ごみ		1,298t
あき缶資源化施設	資源ごみ(かん)	選別圧縮	406t
プラスチック類処理施設	プラスチック・ペットボトル	選別圧縮	2,238t
合計			30,394t

※ごみ焼却処理施設の見込量は、川口市からの受入量と粗大ごみ処理施設で発生した木くずを含む

※粗大ごみ処理施設の見込量は、プラスチック処理施設で手選別されたプラスチックを含む

表 2-1-6：ごみ処理施設で処理できない不適燃焼物の処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
布団	一般廃棄物処理業者	焼却	120t

表2-1-7：中間処理後の残渣物の「再資源化処理」方法及び見込量（資源化量）

品目	搬入先	処理方法	見込量
廃プラスチック※1	(株)エコ計画（寄居町、嵐山町）	焼却（熱利用）	530t
軟質プラスチック※1	オリックス資源循環(株)（寄居町）	熱分解ガス化改質	550t
廃プラスチック※1	(株)築館クリーンセンター(宮城県栗原市)	再生砕石資源化	140t
	(株)ナリコー（千葉県成田市）	焼却（熱利用）	120t
容器包装プラスチック※2	容器包装リサイクル協会 指定事業者	容器包装リサイクル 協会指定	714t
びん（無色・茶色・その他）※3			992t
不燃物※4	オリックス資源循環(株)（寄居町）	熱分解ガス化改質	10t
乾電池・ スプリングマットレス	JFE 条鋼(株)（茨城県神栖市）	電炉による 高温熔融処理	47t
スプレー缶・ライター※5	一般廃棄物処理業者	再資源化	36t
蛍光管			10t
フロン類使用小型家電			1t
ペットボトル	資源物売払い業者	再資源化	613t
残渣ペットボトル※6			70t
製品プラスチック			34t
新聞			380t
雑誌・雑がみ			1,369t
布類			509t
ダンボール			1,367t
かん			369t
紙パック			7t
アルミガラ			13t
磁性物			451t
コート・ステンレス類・鉄くず			22t
廃家電			1t
二次電池・充電式小型家電等	2t		
合 計			8,357t

※1 プラスチック類処理施設から発生する軟質プラスチック及び粗大ごみ処理施設で破碎選別された可燃性残渣（廃プラスチック）で、クリーンセンターでは処理できないもの

※2、3 容器包装リサイクル法対象の品目

※4 粗大ごみ処理施設で破碎選別された不燃物残渣で、クリーンセンターでは処理できないもの

※5 粗大ごみ処理施設で選別されたクリーンセンターで処理できないスプレー缶・ライター

※6 ペットボトルのうち、再資源化基準に適合しないペットボトル

表2-1-8：焼却灰（主灰、固化灰・飛灰）の再資源化処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
主灰・飛灰	太平洋セメント㈱（熊谷市）	セメント原料化	300t
主灰	ツネイシカムテックス㈱（寄居町）	人工砂化	1,060t
	渡辺産業㈱（栃木県日光市）	再生砕石資源化	750t
主灰・固化灰	㈱築館クリーンセンター（宮城県栗原市）	再生砕石資源化	300t
合 計			2,410t

表2-1-9：焼却灰の最終処分(埋立) 搬入先及び見込量

品目	搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
主灰	埼玉県環境整備センター （寄居町）	268,000 m <sup>2</sup>	1,930,000 m <sup>3</sup>	R13年3月	50t
固化灰	㈱ウィズウェストジャパン （福島県小野町）	63,907 m <sup>2</sup>	1,101,180 m <sup>3</sup>	R8年3月	474t
主灰 固化灰	ジークライト㈱ （山形県米沢市）	121,786 m <sup>2</sup>	4,270,674 m <sup>3</sup>	R20年12月	250t
合 計					774t

表2-1-10：不燃物の最終処分（埋立）搬入先及び見込量

最終処分搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
埼玉県環境整備センター （寄居町）	268,000 m <sup>2</sup>	1,930,000 m <sup>3</sup>	R13年3月	100t
ジークライト㈱ （山形県米沢市）	121,786 m <sup>2</sup>	4,270,674 m <sup>3</sup>	R20年12月	13t
合 計				113t

表2-1-11：廃プラスチック焼却処分・埋立搬入先及び見込量

焼却処分搬入先	最終処分（埋立）搬入先	見込量
㈱ナリコー （千葉県成田市）	㈱ウィズウェストジャパン （福島県小野町）	160t

※廃プラスチックの焼却灰を埋立する。焼却により減容化され、埋立量は24tと見込んでいる。  
（表2-1-9参照）

表 2-1-12：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	ごみ
片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作 5-18	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	ごみ
株式会社東日本サービス	さいたま市見沼区染谷 1-317	ごみ
株式会社野島商事	新座市本多 1-6-7	ごみ
株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	ごみ
太誠産業株式会社	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル 4F	ごみ
有限会社志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	ごみ
有限会社丸松産業	新座市大和田 2-231-1	ごみ
株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	ごみ
株式会社グリーンエコ	朝霞市大字上内間木 544-1	ごみ
北進重機株式会社	群馬県渋川市川島 1839-1	ごみ
栗原興業株式会社	朝霞市泉水 3-2-3	ごみ
株式会社高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	ごみ

※許可有効期間

・令和 5（2023）年 4 月 1 日～令和 7（2025）年 3 月 31 日

（株）グリーンエコ、北進重機（株）、（有）志木リサイクル、（有）丸松産業、（株）ヤマキ、栗原興業（株）

・令和 6（2024）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日

（株）アシスト、片山商事（株）、片山商事（株）（旧東武清運）、大村商事（株）、（株）勤労衛生、（株）東日本サービス、（株）野島商事、（株）木下フレンド、大誠産業（株）、（株）高橋産商

※（株）高橋産商は、食品廃棄物に限る。（株）グリーンエコは、剪定枝等に限る。北進重機（株）は、（株）グリーンエコ、大村商事（株）からの受け入れに限る。

表 2-1-13：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬・特定家電持込限定）

業者名	所在地	業種
有限会社ジャパンクリーンサービス	志木市本町 5-5-24	特定家電
日本興業株式会社	和光市本町 20-14	特定家電
有限会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	特定家電

※許可有効期間：令和 6（2024）年 8 月 19 日～令和 8（2026）年 8 月 18 日

表 2-1-14：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（処分業）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ

※許可有効期間：令和 6（2024）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日

## 2 施策・取組

	施策の区分	施策の項目	
		家庭ごみ	事業系ごみ
(1)	脱炭素社会の推進	(ア) 3 Rを通じた環境配慮行動の推進 (イ) 低公害車の導入 (ウ) 温室効果ガス排出量の削減	
(2)	排出抑制計画 (リデュース・リユース)	(ア) 生ごみ減量化の推進 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 市民への意識啓発 (エ) 環境教育の充実 (オ) 啓発イベントの実施 (カ) 再利用の推進 (キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 事業者への意識啓発 (エ) ごみの減量・再資源化事業の検討 (オ) 国や関係機関等への要望
(3)	再資源化計画 (リサイクル)	(ア) 分別排出の徹底 (イ) 集団資源回収活動の促進 (ウ) 小型家電品の再資源化 (エ) 紙類の再資源化の推進 (オ) 生ごみの再資源化の推進 (カ) 剪定枝等の再資源化の推進 (キ) プラスチック資源の再資源化の推進	(ア) 立入検査・指導の推進 (イ) 紙類の再資源化の推進 (ウ) 生ごみ再資源化の推進
(4)	収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理 (イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 (ウ) 収集業者と意見交換の実施 (エ) 事業系ごみ排出の適正化 (オ) 高齢者・障害のある方への支援	
(5)	中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理 (イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	
(6)	最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保 (イ) 最終処分場の延命化 (ウ) 現地調査・確認の実施 (エ) 最終処分に係る啓発の実施	
(7)	ごみ処理広域化に伴う ごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施 (イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信 (ウ) 資源の広域処理の検討 (エ) 効率的な収集運搬体制の検討 (オ) ごみの直接搬入システムの検討	
(8)	災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築 (イ) 支援体制の確保	

## (1)脱炭素社会の推進

脱炭素社会を推進するため、市民・事業者に対し、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などについて周知を行います。

### ○令和7（2025）年度重点施策〔表2-2-1〕

- (ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進
  - ・環境や3Rに関する講座等の開催
  - ・環境配慮行動に関する情報の発信
- (ウ) 温室効果ガス排出量の削減
  - ・可燃ごみ排出量の削減に向けた情報の発信

表2-2-1：脱炭素社会の推進に関する主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進 ★	・環境や3Rに関する環境教育・環境学習の機会の充実 ・環境配慮行動に関する情報の発信
(イ) 低公害車の導入	・収集車両への低公害車への導入の推奨 ・収集・運搬業務における環境負荷の低減策の検討
(ウ) 温室効果ガス排出量の削減 ★	・ごみ排出量の削減を通じた焼却による二酸化炭素排出量の削減

## (2)排出抑制計画(リデュース・リユース)

本市のごみ総排出量及び市民1人1日あたりの排出量は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。今後も引き続きごみ排出量を減らすためには、市民及び事業者のごみ減量・適正分別・食品ロス削減に対する意識を高めることが必要であることから、環境教育を充実し自主的な活動を促進していきます。また、資源物の回収など再使用・再資源化を促進し、廃棄物の抑制に努めます。

### ○令和7（2025）年度重点施策

#### ①家庭ごみ〔表2-2-2〕

- (ア) 生ごみの減量化の推進
  - ・可燃ごみ排出量の削減に向けた情報の発信
- (ウ) 市民への意識啓発
  - ・ごみ排出量の状況、ごみ処理の現状や取組の情報発信
  - ・環境月間、3R推進月間、食品ロス削減月間、分別キャンペーン月間
  - ・プラスチックごみの適正排出
- (オ) 啓発イベントの実施
  - ・街頭啓発活動や講座等の実施
- (カ) 再利用の推進
  - ・資源回収ボックス設置店舗の周知

②事業系ごみ [表 2-2-3]

- (イ) 食品ロス削減の推進・(ウ) 事業者への意識啓発
- ・事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ等を活用した情報発信
  - ・小規模事業者への適正排出の啓発
  - ・事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発
  - ・大規模事業所・多量排出事業者への立入検査
- (エ) ごみの減量・再資源化事業の検討
- ・市役所におけるごみの再資源化の推進

○各施策の主な取組

表 2-2-2：家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみ減量化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での水切りの推進</li> <li>・街頭啓発活動や環境月間での、水切りネット配布</li> <li>・賞味期限内不要食品の回収及び配布</li> </ul>
(イ) 食品ロス削減の推進	第 2 章に記載
(ウ) 市民への意識啓発 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、市ホームページ、街頭啓発活動、環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等を活用し、ごみ排出量・ごみ処理の現状等を発信</li> <li>・プラスチックごみの適正な分別・排出やマイバッグ利用促進等による啓発</li> <li>・外国人住民や単身世帯への適正な分別・排出の啓発</li> </ul>
(エ) 環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者等との協働で講座を実施</li> <li>・クリーンセンターの見学者への説明内容の充実</li> </ul>
(オ) 啓発イベントの実施 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭啓発活動や環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等での啓発</li> </ul>
(カ) 再利用の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施</li> <li>・スクールグッズシェアリング事業の実施支援</li> <li>・広報、市ホームページ等を活用し、資源回収ボックス設置店舗の情報を発信</li> </ul>
(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみの有料化に伴う効果の検証について、先進事例の情報収集</li> </ul>

表2-2-3：事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの排出実態について、クリーンセンターや排出事業所への調査を行うなどして情報収集</li> </ul>
(イ) 食品ロス削減の推進 ★	<p>第2章に記載</p>
(ウ) 事業者への意識啓発 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携した事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ、食品ロス削減月間等で、事業系ごみの発生状況・排出方法・減量・再資源化の啓発</li> <li>・クリーンセンターにおける搬入ごみ展開検査の実施</li> <li>・大規模事業所、多量排出事業者への立入検査において、ごみ減量の助言・指導</li> <li>・市内事業者へ減量の啓発</li> <li>・市内事業者への、ごみ処理に関する自発的な取組ができるような体制の検討</li> </ul>
(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収ボックス設置店の周知</li> <li>・木質バイオマスの再資源化事業者の紹介</li> <li>・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び適切な指導</li> <li>・先進的な減量・再資源化方法の調査</li> <li>・市役所・イベント開催等での廃棄物排出抑制・再資源化の推進</li> </ul>
(オ) 国や関係機関等への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者等に対する製品の廃棄後の適正処理及び再資源化の責務に関する法的整備を国や関係機関に要望</li> </ul>

### (3)再資源化計画(リサイクル)

可燃ごみに混入する雑がみ・金属類の分別排出の徹底及び集団資源回収の登録団体増加、回収量の増加に引き続き取組みます。再資源化等についての理解を深めていただくため、各種講座の開催、クリーンセンター見学会を実施します。事業者へは、一般廃棄物減量等計画書に基づく立入検査で再資源化の取組、分別・処理方法等を指導します。また、ごみ組成で厨芥類が多いことから、食品残渣の再資源化に関する情報や「食品ロスの削減の推進に関する法律」について啓発し、再資源化を促進します。

#### ○令和7（2025）年度重点施策

##### ①家庭ごみ [表2-2-4]

###### (ア) 分別排出の徹底

- ・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布
- ・ごみ分別アプリの利用促進・啓発
- ・広報、市ホームページ、3R推進月間、環境月間、分別キャンペーン等での適正な分別の啓発
- ・可燃ごみに混入している雑がみ・金属類の分別徹底
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶、注射針などの適正排出の啓発
- ・管理人や管理会社と協力した分別排出等の周知

###### (ウ) 小型家電品の再資源化

- ・小型家電回収ボックスの周知・積極的な活用の啓発

###### (エ) 紙類の再資源化の推進

- ・紙類（特に雑がみ）の分別・再資源化の周知啓発
- ・紙類の再資源化方法の調査

##### ②事業系ごみ [表2-2-5]

###### (ア) 立入検査・指導の推進

- ・立入検査の機会を通じて再資源化の推進、適正分別の指導

###### (イ) 紙類の再資源化の推進

- ・古紙再生事業者の紹介
- ・適正な分別の推進

###### (ウ) 生ごみの再資源化の推進

- ・大規模事業所立入検査による再資源化促進
- ・事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 4 : 家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 分別排出の徹底 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別パンフレット、集積所用分別看板の配布</li> <li>・ 市民活動団体と協働で作成したごみ分別アプリの利用促進・啓発</li> <li>・ 広報、市ホームページ等による適正な分別排出の啓発</li> <li>・ 雑がみの分別徹底や二次電池類・スプレー缶などの適正排出の啓発</li> <li>・ 職員によるごみ集積所分別監視パトロールで、直接指導を実施（訪問、パンフ、チラシ配布）</li> </ul> <p>※特に転出入の多い単身者、外国人への分別排出の啓発</p>
(イ) 集団資源回収活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団資源回収活動の認知度を高めて登録団体数の増加を図る</li> <li>・ 既存団体へ再周知を図り、資源回収率の向上を図る</li> </ul>
(ウ) 小型家電品の再資源化 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な分別排出の推進</li> <li>・ 認定事業者の動向や、引取り条件などを踏まえた処理体制の整備</li> <li>・ 二次電池の回収方法の周知徹底</li> </ul>
(エ) 紙類の再資源化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃ごみへ混入している、再生利用可能な紙類（特に雑がみ）の適正分別を啓発</li> <li>・ 他自治体の紙類の再資源化方法等の調査</li> </ul>
(オ) 生ごみの再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな再資源化方法についての調査</li> </ul>
(カ) 剪定枝等の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、市ホームページ等による木くずや刈草類の再資源化事業者の紹介</li> </ul>
(キ) プラスチック資源の再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック資源の分別排出方法の周知</li> <li>・ 製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討</li> <li>・ ペットボトルの水平リサイクルの確立</li> </ul>

表 2 - 2 - 5 : 事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 立入検査・指導の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模事業所、多量排出事業者への立入検査において、ごみ減量の助言・指導</li> </ul>
(イ) 紙類の再資源化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙類の再資源化ルートに関する情報収集、事業者への古紙再生事業者の紹介等の情報提供、啓発</li> <li>・ 適正な分別の推進</li> </ul>
(ウ) 生ごみの再資源化の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対する生ごみの再資源化の啓発、立入検査による再資源化促進</li> <li>・ 食品廃棄物の排出事業者への食品リサイクル法を遵守するよう啓発、指導</li> </ul>

#### (4)収集・運搬計画

収集、運搬作業の効率化、事故防止等のため、収集業者と定期的に調整会議を開催するとともに、事業系ごみの適正排出の指導、啓発を実施します。また、高齢者や障害のある方に対し、関係機関と連携し家庭ごみ訪問収集制度を実施します。

○令和7（2025）年度重点施策〔表2-2-6〕

(ア) ごみ集積所の管理

- ・備品管理や清掃、適正排出などごみ集積所の適正管理の啓発

(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知

- ・収集における事故防止等のため、広報、市ホームページ等での周知

(ウ) 収集業者と意見交換の実施

- ・収集・運搬作業の効率化や事故防止のため、収集業者と意見交換の実施

○各施策の主な取組

表2-2-6：収集・運搬の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) ごみ集積所の管理 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意看板の設置や監視パトロールによりごみ排出マナーの向上を図る</li> <li>・ごみ分別容器やクリーンネット等の貸出しによる分別の徹底とごみ排出マナーの向上を図る</li> <li>・ごみ集積所の管理方法・負担軽減策等の調査</li> </ul>
(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物による感染防止のため、注射針等の適正な廃棄に関する啓発</li> </ul>
(ウ) 収集業者と意見交換の実施 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬作業の効率化や事故防止のために、収集業者と意見交換を実施</li> </ul>
(エ) 事業系ごみ排出の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所への事業系ごみ排出防止指導</li> <li>・小規模事業者の適正排出のための啓発方法の調査</li> </ul>
(オ) 高齢者・障害のある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、家庭ごみ訪問収集制度の実施、啓発</li> </ul>

#### (5)中間処理計画

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設及びプラスチック類処理施設が円滑に稼働するよう定期保守管理及び緊急時の適切な対応を実施します。

○令和7（2025）年度重点施策〔表2-2-7〕

(ア) 安全・適正な維持管理

- ・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の徹底、各施設の延命化
- ・状況に応じた施設の運転管理
- ・適正な維持管理の実施

○各施策の主な取組

表 2-2-7：中間処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 安全・適正な維持管理 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の実施</li> <li>・ごみ処理量の変化に対応した効率的で効果的な運転管理計画の策定と実施</li> <li>・事故のない安全で適正な維持管理の実施</li> </ul>
(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理の効率化・コスト削減に資する新技術・事業者等について情報収集を実施</li> </ul>

(6)最終処分計画

市内には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体等に処分を委託していることから、ごみ減量化、再資源化を推進するとともに、最終処分地の現状及び動向を把握し、継続的に安定した最終処分ができるよう努めます。

○令和7（2025）年度重点施策 [表 2-2-8]

(イ) 最終処分場の延命化

- ・ごみ減量・再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図る。

(エ) 最終処分に係る啓発の実施

- ・本市の最終処分の現状等についての啓発

○各施策の主な取組

表 2-2-8：最終処分の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立完了時期や最終処分地としての適性、処分コストを考慮した最終処分場の確保</li> </ul>
(イ) 最終処分場の延命化 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰のセメント原料化、人工砂原料化、路盤材化などの再資源化の推進</li> <li>・廃プラスチック残渣、軟質プラスチック、不燃残渣の再資源化の推進</li> <li>・再資源化技術の動向や再資源化事業者に関する情報収集</li> </ul>
(ウ) 現地調査・確認の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による現地確認の実施</li> </ul>
(エ) 最終処分に係る啓発の実施 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分の現状に関する市民、事業者へ周知（現況、埋立量の減量、環境への負荷等）</li> </ul>

## (7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し

ごみ処理広域化は、本市のごみ処理体制を大きく変えることになるため、令和 12（2030）年度のごみ広域処理施設稼働に向けて、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携し、着実に事業を進めます。

### ○令和 7（2025）年度重点施策 [表 2-2-9]

#### (イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信

- ・事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信

### ○各施策の主な取組

表 2-2-9：ごみ処理広域化の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施	・和光市や朝霞資源循環組合と連携した事業の着実な実施
(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信 ★	・広報、市ホームページ等により、事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信
(ウ) 資源の広域処理の検討	・びん、かん、ペットボトル等の資源物の具体的な広域処理の手法についての継続的な協議
(エ) 効率的な収集運搬体制の検討	・ごみ広域処理施設への搬入について、安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築に向けた検討 ・和光市と排出方法の異なる燃やせないごみ、粗大ごみの収集システムについての継続的な協議
(オ) ごみの直接搬入システムの検討	・搬入先の変更について市民及び事業者へ周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けた継続的な協議

## (8)災害廃棄物処理計画

災害時における廃棄物処理体制の構築を図ります。また、本市で対応困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づく処理の応援要請及び他団体への支援を求め、他団体から応援要請があった場合には、協定に基づき支援を実施します。

### ○令和 7（2025）年度重点施策 [表 2-2-10]

#### (ア) 災害時の処理体制の構築

- ・災害発生時のごみ処理を円滑に行うための体制の構築
- ・ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議

#### (イ) 支援体制の確保

- ・川口市からの協力要請に基づく支援の実施

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 1 0 : 災害廃棄物処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 災害時の処理体制の構築 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後の迅速な情報収集及び処理体制の構築</li> <li>・ 災害廃棄物の仮置場の確保</li> <li>・ 処理施設の予防保全、電源・水源の確保、被災時の処理体制等に関する調査研究</li> <li>・ ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議</li> <li>・ 災害発生時のごみ処理における再資源化の推進</li> </ul>
(イ) 支援体制の確保 ★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づく処理の応援要請及び他団体への支援</li> <li>・ 民間事業者との協議による被災時に必要な人員、機材の確保に関する調査研究</li> </ul>

### 3 その他

#### (1)市で収集・処理しないごみ

法及び条例の規定により、下記の廃棄物・対象機器等は、市では収集・処理しないものとなります。[表2-3-1]

表2-3-1：市で収集・処理しないもの

区分	事例	処理方法
適正処理困難物	・石材、コンクリート、ブロック、レンガ、門扉、浴槽、タイル、洗面台、流し台、物置、畳、ピアノ、オルガン、エレクトーン、耐火金庫、ドラム缶、オートバイや自動車とその関連機器部品など	・販売店又は専門処理業者等への引取依頼
有害性のある物	・バッテリー、ペンキ、農薬、化学薬品など	
危険性のある物	・ガスボンベ、消火器など	
引火性のある物	・廃油、灯油、ガソリンなど	
著しく悪臭を発する物	・人のし尿及び浄化槽に係る汚泥など	
特別管理一般廃棄物（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有する廃棄物）	・廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品 ・集じん施設によって集められたばいじん ・感染性一般廃棄物	・取扱事業者又は専門処理業者等への引取依頼
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は、市の処理施設の機能に支障が生ずる物	・農業系廃棄物、土砂・建築系廃棄物など	
家電リサイクル法 該当家電	・エアコン ・テレビ（ブラウン管式又は液晶・プラズマ式） ・冷蔵（凍）庫 ・洗濯機 ・衣類乾燥機	・当該機器を購入又は同じ種類の製品を購入する家電小売店などに引取依頼 ・市の許可業者に依頼 ・排出者が指定引取場所へ持込み
資源有効利用促進法 対象品	・ディスプレイ（ブラウン管式）	・メーカーなどの委託を受けた業者による個別回収 ・排出者が指定回収場所へ持込み
	・ボタン電池 ・充電式電池	・排出者が電池を外して回収協力店へ返却 ※返却できない場合は有害ごみとして排出

(2)市で処理する事業系一般廃棄物

下記以外は、市では処理しません。[表2-3-2]

※分別されていない廃棄物は受け入れません。

表2-3-2：市で処理可能な事業系一般廃棄物の例

種類	主なもの（具体例）、注意点		
資 源	紙 類	OA用紙	・コピー用紙など
		雑誌・雑がみ	・雑誌、本、パンフレット、ノート、メモ用紙、包装紙、ビニールを取ったティッシュの空き箱など ※次のものは必ず取り除く。 金属類（金具、クリップなど）、布類（とじひもなど）、ゴム
		ダンボール	・ダンボール
		新聞	・新聞紙、折り込みチラシ
		紙パック	・牛乳パックなど ※内側が白色のもの
	布類	・衣料品、毛布、シーツ、タオルなど ※汚れていないもの	
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ ※水分をしっかりと切る</li> <li>・草木類 ※直径5cm未満、長さ50cm未満のものに限る</li> <li>・写真、圧着はがき、感熱紙</li> <li>・匂いの付いた紙などのリサイクルできない紙類など</li> </ul>		
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製の家具類、木（直径10cm未満）など</li> <li>※長さ180cm未満のものに限る。</li> </ul>		

なお、次の品目は、事業者が直接搬入し、少量である場合（従業員が飲食したものなどの事業活動に伴わないもの）に限り、受け入れます。

表2-3-3：少量で直接搬入に限り受け入れ可能なものの例

種類	主なもの（具体例）、注意点
ペットボトル	・飲料用などのペットボトル ※キャップとラベルは必ず取り、軽くすすぐ。
びん・かん類	・飲料用などのびん・かん類 ※軽くすすぐ。
プラスチック	・ペットボトルのふた・ラベル ・お弁当・カップ麺などのプラスチック容器など ※1日45リットル袋で2袋まで受け入れ可能

## 第2章 食品ロス削減推進

### 1 施策・取組

#### (1)食品ロス削減の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

#### ○令和7（2025）年度重点施策

##### ①家庭ごみ [表3-1-1]

###### (ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施

- ・ 不用になった賞味期限内の食品の回収・配布事業の実施

###### (イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信

- ・ 実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信

##### ②事業系ごみ [表3-1-2]

###### (ア) 情報収集及び事業者の啓発

- ・ 事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発

###### (ウ) 立入検査時の指導及び情報提供

- ・ 立入検査を実施し、直接助言や指導を実施

###### (エ) 「おいしい食べきり運動」の実施

- ・ 運動実施啓発による飲食店等の食品ロス削減の推進

#### ○各施策の主な取組

表3-1-1：家庭ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施 ★	・ 不用になった賞味期限内の食品を回収し、子ども食堂へ配布するフードドライブの継続実施
(イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信 ★	・ ライフスタイルやターゲットに応じた実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信
(ウ) 給食の食べ残しの削減	・ 給食の食べ残しを減らす取組や生ごみのたい肥化の推進とともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発
(エ) 食品ロスに係る市民の理解促進	・ 食品ロスの現状、食べきりや使い切りについての情報発信

表3-1-2：事業系ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 情報収集及び事業者の啓発 ★	・事業者の食品ロス削減等についての有効な取組を広報、市ホームページ、市SNS等で紹介し、食品廃棄物を排出する事業者へ啓発
(イ) 事業所に対する指導	・クリーンセンター搬入時における指導及び情報提供
(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供 ★	・多量排出事業者に対して立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を実施
(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施 ★	・食べきり運動の啓発を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進

### 第3章 生活排水処理

#### 1 施策・取組

##### (1)生活排水処理施設の整備

###### (ア) 下水道施設の計画的整備

- ・令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」で定めた、令和9（2027）年度までに下水道処理区域整備率100%とする目標達成に向けた、公共下水道整備の継続実施

###### (イ) 下水道の普及と適切な維持管理

- ・下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、下水道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取り組みの推進
- ・下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施

###### (ウ) 合併処理浄化槽の設置推進

- ・単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進

###### (エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進

- ・浄化槽の設置者への維持管理義務についての情報発信

##### (2)し尿及び浄化槽汚泥の処理

###### (ア) 収集・運搬計画

- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により実施

表4-2-1：許可業者一覧

業者名	所在地	業種
大村商事株式会社	志木市下宗岡2-18-20	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社	朝霞市栄町5-6-19	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社 大和田支店	新座市大和田4-11-10	し尿収集運搬業
株式会社勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
有限会社大和清掃	和光市白子3-21-14	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業

###### (イ) 中間処理計画

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で適正処理を継続

###### (ウ) 最終処分計画

し渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を継続

##### (3)情報発信・啓発

###### (ア) 環境学習の充実

- ・家庭において生活排水対策ができるよう環境学習の場を提供

###### (イ) 環境情報の提供

- ・広報・市ホームページ等による情報発信

もっと  
エコなあさかにしよう

リサイクルプラザ事業再構築検討報告書(案)



令和7年0月  
朝霞市

# 目次

第1章 現状把握と課題抽出	1
1 事業再構築を検討する背景	1
2 検討体制	1
3 プラザ事業の現状と課題	1
4 市民アンケート	4
5 他市の類似事業	7
6 ごみ総排出量の推移	8
第2章 事業の方向性の論点整理	9
1 施設を取り巻く状況の変化	9
2 啓発活動の方向性	10
3 各事業の方向性	11
4 検討を進める上での条件整理	13
5 状況の変化と方向性のまとめ	15
第3章 再構築案の検討	16
1 啓発事業の再構築案	16
2 事業再構築のスケジュール案	18
3 再構築案のアンケート	20
4 今後の進め方	21
5 継続した改善に向けて	21
資料編	23
1 関連例規等	23
2 市民アンケート（第一次）集計結果	29
3 一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケート結果	32
4 市民アンケート（第二次）結果	33
5 検討の経過	35

# 第1章 現状把握と課題抽出

## 1 事業再構築を検討する背景

朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）は、ごみの減量化・再資源化に関する「情報発信拠点」として平成12年（2000年）に開所し、20年以上が経過しました。

市民の皆さんに生活の中でごみ減量化・再資源化を実践していただくため、これまで様々な事業を展開してきましたが、社会情勢の変化などに伴って、事業内容が時代のニーズと合わなくなっているのではないかと、この課題が浮かび上がってきました。また、令和12年（2030年）には和光市内に、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）を事業主体として、ごみ広域処理施設が整備され、新たな環境教育の拠点が開設される予定です。

こうした環境の変化を踏まえ、これまでのプラザの事業を見直し、時代のニーズに合った啓発活動に再構築する検討を行うことにしました。

## 2 検討体制

プラザは、市民と協働で事業を進めていく理念のもと、市民活動団体であるリサイクルプラザ企画運営協議会（以下「協議会」という。）と密接な関連をもって運営してきました。

このような経緯から、プラザの事業再構築の検討は図1-1に示すように、廃棄物行政全般を審議する廃棄物減量等推進審議会、協議会と、庁内の関係各課長によるリサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）の3者が相互に意思疎通を図りながら進めました。

検討期間は令和6年4月からの約1年間とし、議論は、①現状把握と課題抽出、②事業の方向性の論点整理、③再構築案の検討、④検討結果の取りまとめ、の4段階に分けて進めました。

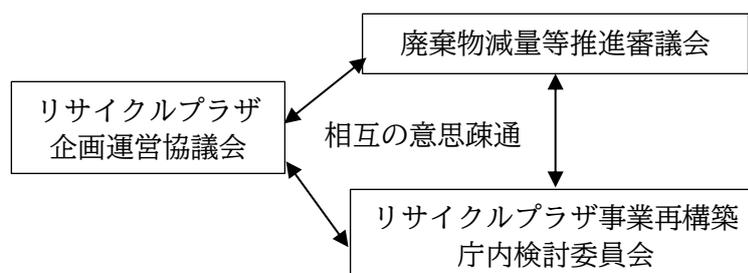


図1-1：事業再構築の検討体制

## 3 プラザ事業の現状と課題

### (1) プラザ来所者数・経費

プラザの来所者数の推移を図1-2に示します。平成17年度は154,843人の来所者がありましたが、近年減少傾向にあり、特に平成30年度以降の減少が顕著にみられます。令和5年度は85,159人でした。

プラザ全体の経費は、令和5年度の決算では、施設全体の歳出が4,847万0,555円、施設全体の歳入が175万1,151円でした。それぞれの内訳を表1-3に示します。

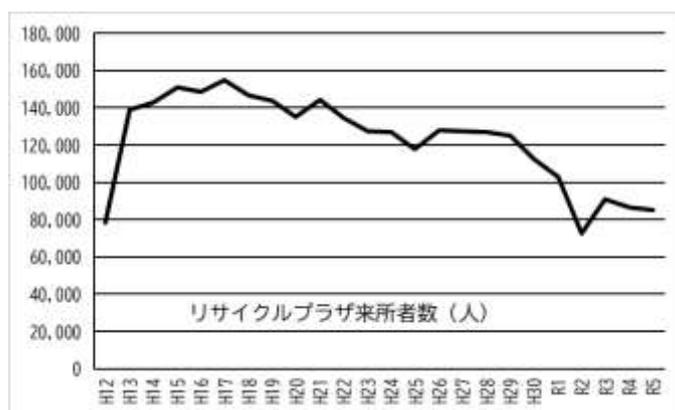


図 1-2：プラザ来所者数の推移

表 1-3：令和 5 年度決算状況

歳入	リサイクルショップ出品時の自己負担金	811,900
	リサイクル家具引取代金	75,500
	リサイクル家具売却代金	854,300
	太陽光発電・売払代金	9,451
	合計	1,751,151
歳出	リサイクルショップ運営費	10,081,427
	リサイクル家具類販売運営費	4,950,670
	施設全体の運営費	6,507,384
	施設（建物）の維持管理費	9,456,397
	市職員人件費（2人）	17,474,677
	合計	48,470,555

※会計年度任用職員等の人件費は、各運営費に算入しています。（単位：円）

## （2）プラザの主な事業

プラザで現在実施している主な事業は、表 1-4 のとおりです。

表 1-4：プラザ実施事業

事業領域	実施事業	事業の内容
リサイクルショップ	リサイクルショップ（直営）	市民が不用物を出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に渡す。 →詳細は（3）へ
リサイクル家具類販売	リサイクル家具類販売（直営）	不用家具を自宅まで収集に行く。直接持込も可。家具を修理して展示販売する。家具は市に無償譲渡し、売上は全額市の歳入。 →詳細は（4）へ
啓発展示	館内啓発展示（直営）	2階を中心に 3R に関する啓発展示を設置。
	図書コーナー（直営）	環境・廃棄物関連の図書・雑誌を設置し、閲覧・貸出を実施。

表 1-4 (続き) : プラザ実施事業

事業領域	実施事業	事業の内容
イベント等	3R 講座 (協議会)	3R に関する講座を開催。
	スクールグッズシェアリング (協議会)	不用の各種学用品を無償で引取。定期的に展示会を開催して必要な人に無償譲渡。
	本のリサイクルコーナー (直営)	不用の書籍を無償で引取。専用書架に配架し、必要な人に無償譲渡。
	不用品情報交換コーナー (直営)	不用品を「売りたい」「買いたい」情報を専用掲示板に掲出。興味ある情報を事務所に申し出ると、連絡先の情報が得られる。成約状況を把握。有償・無償の両方とも可。
	部屋貸し (直営)	環境関連の活動をしている登録団体に部屋を貸し出している。(現在 16 団体が登録)
	食品再配布 (直営)	常温保存可能で賞味期限に余裕がある食品を無償で引取。市内のこども食堂 2 か所に無償配布している。

(3) リサイクルショップの現状と課題

表 1-5 : リサイクルショップの現状と課題

事業概要	○市民が生活で不用になったものを出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に支払う。
利用状況	<p>○販売点数は H27 頃から減少傾向が続く。</p> <p>○来所者数の減少と相関があり、来所者の多くはリサイクルショップが目的であると推察される。</p> <p style="text-align: center;">リサイクルショップ販売点数 (点)</p>
社会情勢	<p>○民間のリサイクルショップ実店舗は、市内に 15 か所ある。</p> <p>○ネットでの個人間取引が急速に伸長している。(全国で 2 兆円以上の市場規模とも言われる。)</p> <p>○市内外でフリーマーケット等のイベントが多く開催されている。</p>
事業経費	<p>○令和 5 年度 経費 (支出-収入) : 926 万 9,527 円</p> <p>1 点あたり販売経費 : 279 円、1 点あたり平均売価 : 252 円</p> <p>★経費は大半がショップ店員の人件費。</p>

表 1-5 (続き)：リサイクルショップの現状と課題

事業の課題	<p>★ショップの機能は民間事業で代替されつつある。今後、市が直営で実施する意義は何か。</p> <p>★3R 実践の啓発として、時代に合った手法と言えるか。過去、啓発は実物を使った事業がメインだったが、現在ではSNSの方が効果的ではないか。(世代による違いもあるかも知れない。)</p> <p>※3R=Reduce(減量化)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源化)</p>
-------	--

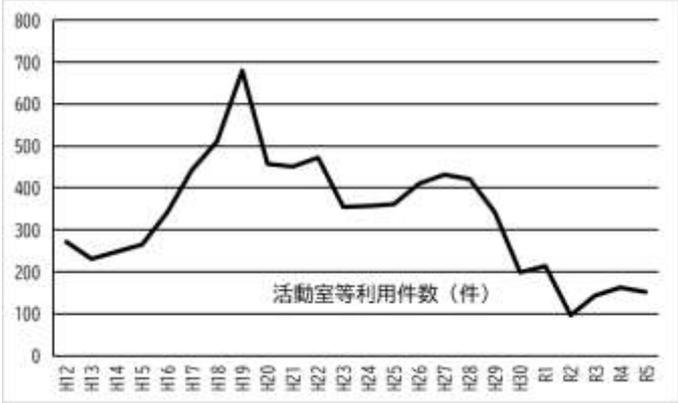
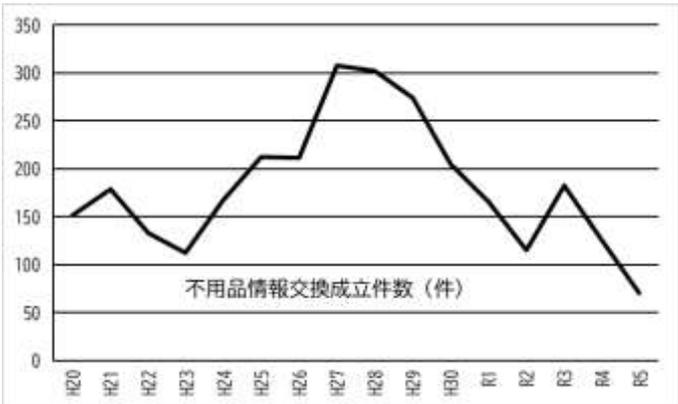
(4) リサイクル家具類販売の現状と課題

表 1-6：リサイクル家具類販売の現状と課題

事業概要	<p>○不用家具を自宅まで収集に行く。直接持込も可。家具を修理して展示販売する。家具は市に無償譲渡し、売上は全額市の歳入。</p>																																																
利用状況	<p>○販売点数は H27 頃から減少傾向。ただし直近は下げ止まりか。</p> <p>○来所者数が多い日は家具申込件数も多いことから、現物の展示が購入意欲をそそる要素であると考えられる。</p> <div data-bbox="550 884 1228 1288" style="text-align: center;"> <p>リサイクル家具類販売点数 (点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売点数 (点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12</td><td>280</td></tr> <tr><td>H13</td><td>430</td></tr> <tr><td>H14</td><td>400</td></tr> <tr><td>H15</td><td>450</td></tr> <tr><td>H16</td><td>530</td></tr> <tr><td>H17</td><td>440</td></tr> <tr><td>H18</td><td>550</td></tr> <tr><td>H19</td><td>490</td></tr> <tr><td>H20</td><td>490</td></tr> <tr><td>H21</td><td>620</td></tr> <tr><td>H22</td><td>580</td></tr> <tr><td>H23</td><td>630</td></tr> <tr><td>H24</td><td>640</td></tr> <tr><td>H25</td><td>650</td></tr> <tr><td>H26</td><td>620</td></tr> <tr><td>H27</td><td>500</td></tr> <tr><td>H28</td><td>560</td></tr> <tr><td>H29</td><td>400</td></tr> <tr><td>R1</td><td>280</td></tr> <tr><td>R2</td><td>350</td></tr> <tr><td>R3</td><td>350</td></tr> <tr><td>R4</td><td>350</td></tr> <tr><td>R5</td><td>350</td></tr> </tbody> </table> </div>	年度	販売点数 (点)	H12	280	H13	430	H14	400	H15	450	H16	530	H17	440	H18	550	H19	490	H20	490	H21	620	H22	580	H23	630	H24	640	H25	650	H26	620	H27	500	H28	560	H29	400	R1	280	R2	350	R3	350	R4	350	R5	350
年度	販売点数 (点)																																																
H12	280																																																
H13	430																																																
H14	400																																																
H15	450																																																
H16	530																																																
H17	440																																																
H18	550																																																
H19	490																																																
H20	490																																																
H21	620																																																
H22	580																																																
H23	630																																																
H24	640																																																
H25	650																																																
H26	620																																																
H27	500																																																
H28	560																																																
H29	400																																																
R1	280																																																
R2	350																																																
R3	350																																																
R4	350																																																
R5	350																																																
社会情勢	<p>○市販の家具が安価で簡易な構造に移行し、使い捨て傾向が強まっている。</p>																																																
事業経費	<p>○令和5年度 経費 (支出-収入)：402万0,870円</p> <p>1点あたり販売経費：11,107円、1点あたり平均売価：2,360円</p> <p>★経費は大半が修理作業員の人件費。</p>																																																
事業の課題	<p>★今後は、リユースに耐えうる構造の家具が減少するのではないか。</p> <p>★収集作業に多くの労力を要している。</p> <p>★修理・保管・展示には一定のスペースが必要。</p> <p>★令和12年度以降に組合が実施する、家具の無償引き渡し事業との重複をどのように整理するか。</p>																																																

(5) イベント等の現状と課題

表 1-7：イベント等の現状と課題

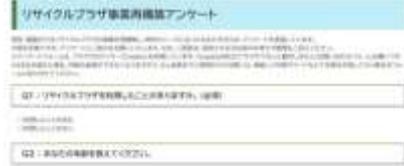
<p>事業概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルプラザ企画運営協議会により、3R に関する講座やスクールグッズシェアリング等のイベントを開催。</li> <li>○環境関連の市民活動団体に部屋を貸し出して活動の場を提供。</li> <li>○不用品情報交換コーナー、本のリサイクルコーナーを設置。</li> <li>○市内のこども食堂向けに、不用となった食品を提供。</li> </ul>
<p>利用状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部屋の利用件数は減少傾向にある。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">活動室等利用件数 (件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不用品情報交換コーナーの成立件数は減少傾向にある。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">不用品情報交換成立件数 (件)</p>
<p>社会情勢</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDGs 等への関心が高まっている。(情報へのニーズは高い。)</li> <li>○共働きの増加等により、市民活動に充てられる時間は減少傾向。(市民主体での多様な事業展開は難しくなりつつある。)</li> </ul>
<p>事業経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度 1,596万3,781円(管理事業と運営事業の合計)</li> <li>★約2/3が建物維持管理費、約1/3が事務補助員の人件費。</li> </ul>
<p>事業の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★施設全体の利用が減少傾向にあり、3Rの情報発信拠点としての効率が低下している。</li> <li>★市民協働で運営してきたが、以前のような多様な活動を継続することは困難になりつつある。</li> </ul>

## 4 市民アンケート

施設利用者の実態やニーズを把握し、今後の方向性を検討するうえでの基礎資料を得るために、市民アンケート（第一次）を実施しました。

### (1) アンケート実施概要

表 1-8：アンケート（第一次）実施概要

回答方法	紙で回答	市 HP から回答
調査対象	リサイクルプラザ利用者	市民全般（市民以外でも回答可）
回答数	352 件	14 件
	合計 366 件	
調査期間	令和 6 年 6 月 8 日（土）～ 7 月 5 日（金）	
調査方法	①利用者に回答用紙を直接渡して回答を依頼 ②アンケート回答コーナー（写真参照）に回答用紙を設置 	市ホームページにアンケートフォームを開設 

### (2) アンケート結果の概要

アンケート集計結果の概要を表 1-9 に示します。なお、設問と詳細な回答集計は資料編に掲載しています。

表 1-9：アンケート結果の概要

視 点	集計結果	分析コメント
来館者の属性	40 歳代以上が 95% 月 1 回以上来館が 77%	比較的高齢層の市民が繰り返し来館している。
来館目的	ショッピング 58% 家具 17%	多くの人がりサイクルショップ目的で来館している。
ごみ課題への関心	8 割以上が関心あり 10 年前に比べ比率上昇	3R に高い関心を持っている。
来館効果	8 割以上が 3R を実践	来館者の啓発につながっている。
【ショッピング】		
メリット	継続利用、公営、自宅近隣、現物確認、安価が上位	近所で通いなれた店として利用されている。出品すれば収入になる点も評価されている。
デメリット	出品時の制限、品揃え悪いが上位	出品する際の不満が大きい。

表 1-9 (続き)：アンケート結果の概要

視 点	集計結果	分析コメント
【家具】 メリット	継続利用、公営、現物 確認、安価が上位	現物を見ながら安価に購入できる店として利用されている。
【イベント】 受講効果	啓発効果 54%が持続	受講後効果は次第に減衰する。継続した啓発が必要。
市への要望	フリマ・バザー開催 47% 情報提供・支援 42%	リユースの場の提供、情報提供が求められている。
情報入手経路	広報・回覧が減少 ネット経由が増加	紙媒体、電子媒体の両方で情報提供する必要がある。

### (3) アンケート結果からみた課題

アンケート結果で得られた傾向をもとに、プラザ事業の再構築を検討するうえでの課題を抽出しました。表 1-10 に結果を示します。

表 1-10：アンケート結果からみた課題

アンケート結果の傾向	検討する上での課題
3R に関心を持った高齢層の市民がリサイクルショップ利用目的で繰り返し来館している。	3R に関心が低い層へ広く啓発することも必要ではないか。
ショップは通いなれた店として利用されているが、出品時の不満も大きい。	リユース促進の方法として現在の運営方法が適切かどうか再検討が必要ではないか。
現物確認できて安価な点で、リサイクル家具が支持されている。	運営上の課題が克服できれば、さらに利用が広がる余地があるのではないか。
リユースの場の提供として、フリマ・バザーの開催が求められている。	余りルールに縛られず、自由に売買できる形式が支持されているのではないか。
3R の情報提供が求められており、電子媒体ルートを求める声が増している。	電子媒体ルートにマッチした情報提供の方法を考える必要があるのではないか。

## 5 他市の類似事業

プラザで実施しているリサイクルショップやリサイクル家具類販売は、他市でも類似した事業が行われている例があります。運営形態の面を中心に比較したものを表 1-11、表 1-12 に示します。

リサイクルショップ類似事業の例では、市民が持ち込んだ衣類や雑貨等は無償で譲受し、それを販売する形態が多く、本市のような委託販売形態は新宿区、中央区など一部事例に限られています。

一方、リサイクル家具類販売は、多くの自治体で同様の事業が実施されていますが、粗大ごみの中から程度のよいものをピックアップする方式が主流で、本市のように訪問収集や持込受付をしている例は限られています。

表 1-11：リサイクルショップ 類似事業の例

自治体名	施設名	運営形態
川越市	環境プラザつばさ館	持込による無償受入、衣類や雑貨等を販売
川口市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、衣類・雑貨・図書等を無償譲渡
所沢市	リサイクルふれあい館	ごみからピックアップした衣類や雑貨等を販売
狭山市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、販売
入間市	リサイクルプラザ	ごみからピックアップした衣類や雑貨等を販売
浦安市	ビーナスプラザ	持込による無償受入、衣類や雑貨等を販売
新宿区	リサイクル活動センター	持込による雑貨等の委託販売（本市方式に近い）
中央区	リサイクルハウスかざぐるま	持込による雑貨等の委託販売（本市方式に近い）

表 1-12：リサイクル家具類販売 類似事業の例

自治体名	施設名	運営形態
越谷市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
川口市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
入間市	リサイクルプラザ	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
所沢市	リサイクルふれあい館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
川越市	環境プラザつばさ館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
志木地区 衛生組合	リサイクルプラザ利彩館	粗大ごみからピックアップ、補修して販売
蕨戸田衛生センター組合		粗大ごみからピックアップ、補修して販売
狭山市	リサイクルプラザ	持込による無償受入、補修して販売

## 6 ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、コロナ禍の影響で一時的に増加しましたが、その後は減少に転じています。

人口が増加傾向にある中で、事業系ごみを含めた総排出量が減少していることは、市民の皆さんのご協力の成果であると考えています。

しかし、令和12年度のごみ広域処理施設では、一層のごみ減量化を目指した目標値をもとに処理容量を設定しており、引き続きごみ減量化を進める必要があります。従って、今後も3Rを啓発していく必要性が高いと考えています。

図 1-13 に、ごみ総排出量の推移と今後の目標値を示します。なお、目標値は第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画によるものです。

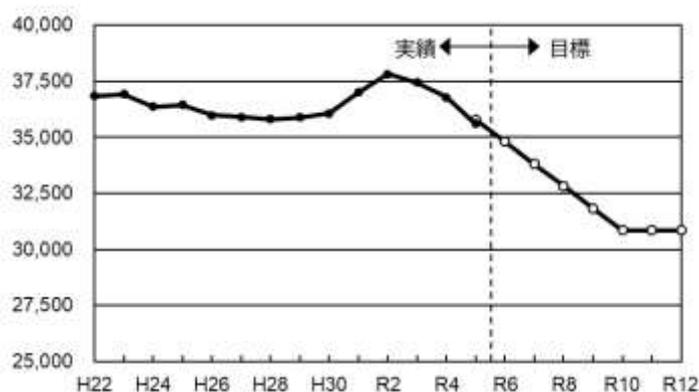


図 1-13：ごみ総排出量の推移と今後の目標値

## 第2章 事業の方向性の論点整理

### 1 施設を取り巻く状況の変化

平成12年の開館当時と現在との状況を比較したものを、表2-1に示します。

表2-1：開館当時と現在との比較

	開館当時【H12】	→	現在【R5】 《 》内はH12との比較
人口	人口： <u>119,227人</u> 世帯数： <u>50,910世帯</u> 平均世帯人数： <u>2.34人/世帯</u> 老年人口比率： <u>9.9%</u>	→	人口： <u>145,531人</u> 《22.1%増》 世帯数： <u>70,646世帯</u> 平均世帯人数： <u>2.06人/世帯</u> 老年人口比率： <u>19.6%</u>
ごみ排出量	家庭ごみ： <u>35,035t</u> 家庭ごみ1人1日あたり： <u>805g</u> リサイクル率： <u>21.6%</u>	→	家庭ごみ： <u>29,344t</u> 《16.2%減》 家庭ごみ1人1日あたり： <u>551g</u> リサイクル率： <u>24.8%</u>
	※1人1日あたりごみ排出量をR10までに更に17.1%削減する目標		
経常収支比率*	78.2%	→	97.5% 《財政が硬直化》
年間来館者数	138,917人 (H13)	→	85,159人 《38.7%減》
家族の形態	・1人が働き、1人が家事 (専業主婦など)	→	・共働き ・平均世帯人員の減少 (単身世帯の増加)
情報入手手段	・市の広報、新聞、テレビ等 ・インターネットは普及途上	→	・スマートフォンの普及 ・新聞、テレビ等の利用減
民間企業と環境問題の関わり	・環境配慮をうたいつつも実際の行動は一部にとどまる	→	・ESG投資**の広がり ・実店舗やネットでのリユースが増加(リユースが商業ベースに)

\*経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する比率で、数値が高いほど、使いみちを自由に選べるお金の比率が少ないことを示します。

\*\*ESG投資：環境、社会、ガバナンスに配慮した経営を行う企業を優先して投資先に選定すること。

プラザを取り巻く状況の変化を、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・人口は増加したが、ごみ排出量は減少。  
(ごみ処理広域化に向けて一層の減量化が必要。従って、啓発は引き続き実施する。)
- ・財政の硬直化が進み、事業の費用対効果が強く求められるようになった。
- ・普段の生活の中で、3Rに十分な手間がかけられなくなった。
- ・3R活動に民間部門の参加が進んできた。
- ・高齢化が進んでおり、情報伝達等に一定の配慮が必要。

## 2 啓発活動の方向性

プラザを取り巻く状況の変化を踏まえて、今後の啓発活動の方向性を検討しました。まず、ごみ減量化や再資源化に関して、考え方が変わったところ、変わらないところを整理しました。表 2-2 に考え方の比較を示します。

表 2-2：考え方の比較

開館当時	→	現 在
お金や手間をある程度かけて、ていねいに 3R を実現する。	→	コストがかからず、手間もかからない方法で 3R を深める。
実際にみんなで集まって、対面で啓発する。	→	頻繁に人が集まって活動することは難しくなった。広報やネットの方が情報が届く人数は格段に多い。
常に意識しながら 3R を実践する。 (ゆえに意識啓発が重要)	→	無意識のうちに 3R が実現できる仕組み、仕掛けづくり。
資源枯渇、環境問題の視点から行動していく。	→	資源循環、持続可能な社会づくりの視点から行動していく。 (視点がより広がっている)
3R は市民と行政が主な活動主体。	→	活動に民間の参加が増え、3R 活動に社会的広がりが出てきた。
《変わらないもの》 ○環境を守る理念                      ○住環境と地球全体の両方に配慮する考え方 ○実践方法の例を紹介する      ○個々の市民に届くように伝える		

プラザの設置目的は、ごみの減量化・再資源化を進める活動を啓発することであり、その先には環境を守る理念があります。市民に便益を提供するタイプの公共施設とは、位置づけが異なっています。従って、今後の啓発活動やプラザ事業の方向性は、「ごみの減量化・再資源化を進める《心》をどうやって伝えるか」という視点で考える必要があります。

以上のような状況の変化を踏まえて、今後の啓発活動の方向性をまとめました。

- ・ コストも手間も余りかからない 3R 実践方法を主体として啓発する。
- ・ 普段の生活の中で、自然に 3R の実践が続く仕掛けを考える。
- ・ 要所でリアル対面を残しつつ、広報・ネット等の媒体ルートへ移行する。
- ・ 官民でそれぞれの得意分野を活かした役割分担を考える。

この方向性を各事業へどのように展開していくか、次のページから考えていきます。

### 3 各事業の方向性

#### (1) リサイクルショップ

表 2-3：現在の事業の分析

良い点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物を見ながら生活雑貨を廉価に入手でき、同時に環境配慮行動につながる</li> <li>・利益目的の運営ではないため、相対的に出品費用や販売価格が廉価（民間対比）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘビーユーザーが利用の中心（利用しない市民に啓発が及んでいない）</li> <li>・購入者に配慮した運営ルールにしており、出品ルールへの不満が大きい</li> <li>・民業圧迫になっていないか</li> </ul>

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・身近な生活雑貨のリユースは、啓発として意味がある。  
（売価が安く、ネット売買では送料で費用倒れになる物でもリユースできる）
- ・現在の形態（常設店舗での委託販売）にこだわる必要があるか。
- ・フリーマーケットやバザーの開催を求める声が多い。
- ・官民連携の協定を活用する方法もある。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・フリーマーケットに近い形態や無償譲受方式などにリニューアルする。
- ・官民連携の協定などを活用し、リユースのルートや対象品目を拡大する。
- ・民間事業との棲み分けを明確にする。
- ・臨機応変に運営方法を見直しできるように、当面は市直営で運営する。

#### (2) リサイクル家具販売

表 2-4：現在の事業の分析

良い点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現物を見ながら家具を廉価に入手できる</li> <li>・粗大ごみの排出量削減に役立っている （推定で年間 11t 程度の削減効果）</li> <li>・シルバー人材センターの会員間で修理技能が伝承されてきた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売れ残り家具の発生</li> <li>・自宅引取が大きな手間になっている</li> <li>・クリーンセンターに持ち込まれると再生できない（搬入後すぐに破碎する）</li> <li>・修理、保管、展示には一定のスペースが必要</li> </ul>

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・啓発だけでなく、ごみ減量化に直接役立っている。
- ・民間の同種事業では、修理まで行う例は少ない。(行政での類似事業例は多い)
- ・組合の新施設では、粗大ごみからピックアップした家具を展示、無償譲渡する事業が行われる予定。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・運営体制をスリム化したうえで継続する。(ごみ減量化効果あり)
- ・修理あり有償販売がプラザ事業、修理なし無償譲渡が組合事業として棲み分ける。

### (3) イベント等

表 2-5：現在の事業の分析

良い点	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会事業のスクールグッズシェアリングは、県から表彰*された</li> <li>・夏休みの子ども向けイベントは好評</li> <li>・手間をかけずに継続できる事業もある(不用品情報交換コーナーなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を担う人数が十分確保できない</li> <li>・多様なイベントを企画するのが難しく、一部マンネリ化している</li> <li>・施設全体の利用効率の低下</li> </ul>

\*表彰：令和4年度彩の国埼玉環境大賞奨励賞

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・イベント関係は、もう少し市が直接関与しても良いのではないか。
- ・インパクトのある事業に集中して伸ばす方向性はどうか。  
(幅広く多様な活動を展開することが、啓発として効果的であると言えるか。)
- ・様々なリソース(人、予算、時間、施設など)の効率的な利用を意識すべきではないか。
- ・人の集まりに「出掛けていく」方式であれば届きやすいのではないか。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・講座やイベント等の事業は、協議会と市の共催の形で進める。
- ・既存のイベントに合わせて街頭啓発やブース出展などをして、3Rの啓発を行う。
- ・市民活動団体の活動拠点としての部屋貸しは、利用の多い部屋に絞って継続する。
- ・コンパクトで効率のよい事業展開とする。

#### (4) 啓発展示

表 2-6：現在の事業の分析

良い点	課題
・プラザは施設の立地が（クリーンセンターに比べて）よく、集客に向いている	・啓発展示のある施設が、クリーンセンターとプラザの2か所に分散している ・組合の新施設であれば、施設見学と一緒に啓発展示も見学できるようになる

今後の事業の方向性を考えるヒントを、短いフレーズの言葉で表現すると、以下のようになります。

- ・対象範囲を少し広げ、環境を対象にした展示も可能ではないか。
- ・新施設との役割分担を明確にして、重複をなくすべきではないか。



以上を参考にして、今後の事業の方向性をまとめました。

- ・分別、リサイクルなど3Rの啓発展示は新施設に集約する。
- ・プラザは、環境面を中心とした展示に更新する。

## 4 検討を進める上での条件整理

事業再構築の検討を進める上で、制約となる条件や考慮すべき要素を整理しました。

### (1) 建設時の交付金

プラザは、建設当時に「防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金」の交付を受けています。施設の用途変更を行う場合、一定の制限があります。

交付： 平成11年度

金額： 116,251,000円

用途： ごみ減量化やリサイクル等、循環型社会形成の啓発に関する施設

#### 【用途変更の際の制限】

- ・竣工後の経過年数が10年以上
- ・地域において同種の社会資源が既に充足していることを前提とし、市の判断を確認  
(同種の施設が充足していると市が判断できるかどうか)

### (2) 都市計画法による制約

プラザは、市街化調整区域に立地しています。このため、建設（または用途変更）可能な建物の用途には一定の制約があります。

#### 【用途変更の際の条件】

- ・施設の設置及び管理条例を改正すれば、用途変更は可能。  
(一般的な公共施設の範囲で利用する前提で)

### (3) 公共施設マネジメント

持続可能な市の財政運営を推進する視点から、本市では公共施設マネジメントに取り組んでいます。公共施設等総合管理計画では、市の公共施設の延床面積を14%削減する目標が示されています。今ある建物を最大限に有効利用しながら、変化する行政需要に応じていく必要があります。

今回の事業再構築では、効率化によって生み出されたスペースを、広い視点で有効利用していく考え方が求められています。市庁舎の長寿命化の一環として、改修工事が令和8年度以降に計画されており、工事期間中の一時移転先の確保と、市庁舎の事務スペース狭隘化の解消を合わせて、一部部署をプラザに移転する方策が検討できます。

#### 【用途変更の際の検討事項】

- ・令和11年度までは、ごみ減量化や環境に関する用途であれば先行利用可。
- ・公共施設等総合管理計画の施策展開と整合を図る必要がある。
- ・市庁舎の事務スペースの狭隘化が進んでおり、一部の移転先として検討できる。

### (4) 広域処理施設の整備内容

現在、和光市内に整備計画を進めているごみ広域処理施設は、プラザの持つ機能の一部を代替しうる「環境教育の拠点」を併せ持つものとなる予定です。

具体的な内容は、組合と事業者との協議により決定されますが、現時点で入札の要求水準書に示されている内容は以下のとおりです。なお、詳細は資料編に掲載しています。

#### 【見学施設】

- ・処理工程を順を追って理解できるような見学コースとする。
- ・100人程度収納可能な多目的会議室で、着座して説明を受けられるようにする。
- ・小学生や外国人にも理解できるような内容とする。

#### 【再生品展示スペース】

- ・粗大ごみから抽出した再利用可能な物品を市民に提供するための展示スペース、保管場所を用意する。

## 5 状況の変化と方向性のまとめ

プラザを取り巻く状況の変化を踏まえ、啓発活動や各事業の今後の方向性を表 2-7 にまとめます。

表 2-7：状況の変化と今後の方向性まとめ

状況変化	→	今後の方向性
3R に民間の参加が増えてきた	→	リユースなど <u>民間の得意分野は任せる</u>
インターネットの普及	→	対面（講座・イベント）から、ネット・広報など <u>媒体ルートへの移行</u>
3R に手間（時間）がかかけられない	→	<u>手間のかからない実践方法</u> をミニコラムのような方法で周知
多くの人々が頻繁に同じ施設・時間に集まるのは難しくなってきた	→	既に人が集まっているところへ <u>出掛け</u> る方式に移行
ごみ広域処理施設の建設	→	啓発展示は <u>新施設へ集約</u>
リソース（人、予算、時間、施設など）の有効活用が求められる	→	<u>コンパクトな事業展開</u> で効率よく啓発を行う

# 第3章 再構築案の検討

## 1 啓発事業の再構築案

これまでの現状分析や検討、市民アンケートの結果などを踏まえ、市の啓発活動としてプラザをどのように位置づけ、事業を再構築していくべきか、その具体案を以下に検討します。

### (1) 全体の変化イメージ

事業再構築の全体像をまとめたイメージを図3-1に示します。それぞれの詳細な内容は、(2)以降で記述します。

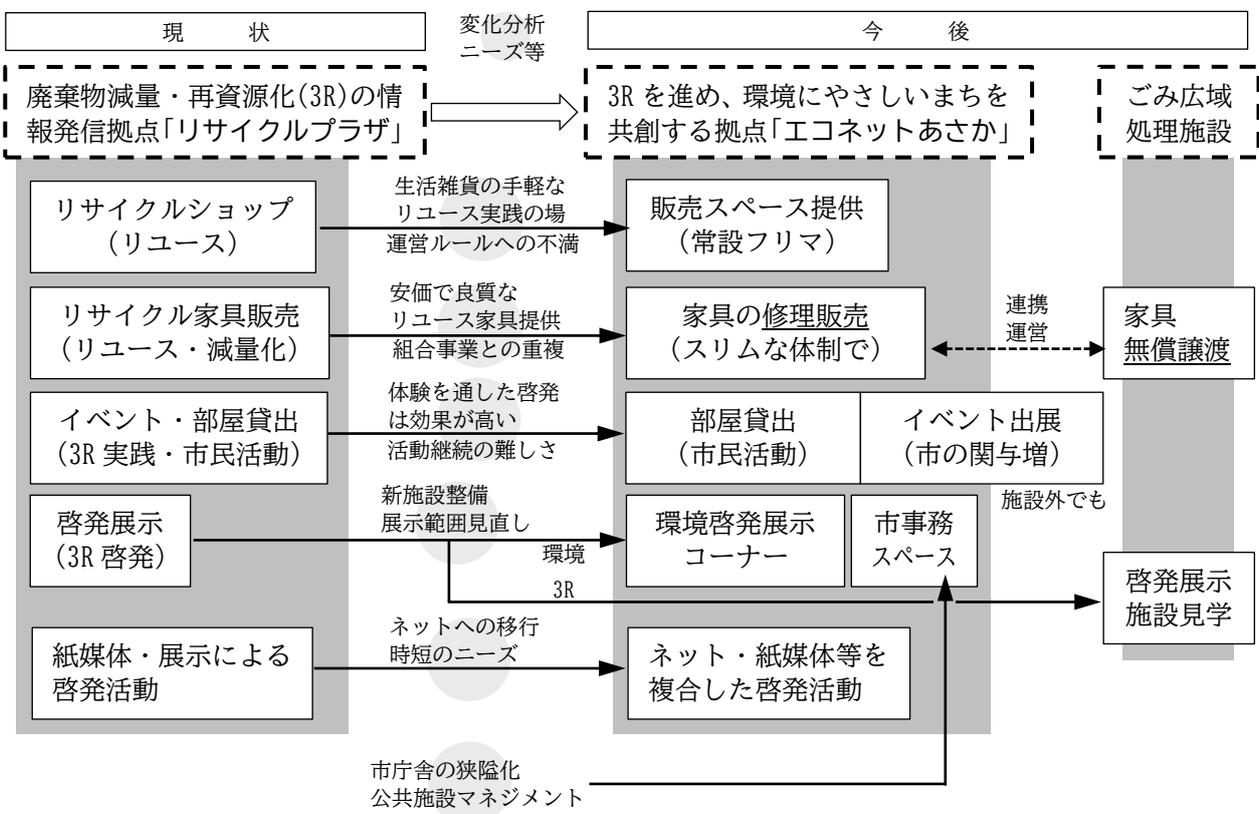


図 3-1：啓発活動・プラザ事業再構築の全体イメージ

## (2) 施設の位置づけ

現状	廃棄物減量化・再資源化(3R)の啓発、情報発信拠点 「リサイクルプラザ」	→	今後	3Rを進め、環境にやさしいまちを共創する活動拠点 「エコネットあさか」
<p>○市民、民間企業、市の3者が協力しながら、《環境にやさしいまち*を共に創っていく》活動拠点とする。(共に創る＝利用者・提供者の垣根を取り払って、一緒に活動すること)</p> <p>○「集まる施設」から、「市内各所へ活動に出掛けていく拠点」へ。</p> <p>○対象とする領域を、「廃棄物」→「廃棄物を含む環境全般」に拡大する。</p> <p>○施設の位置づけを明確化するため、施設名称を変更する。同時に、ネーミングライツの導入も検討する。</p>				

\*環境にやさしいまち：第3次朝霞市環境基本計画が掲げる、望ましい環境像「みんなでつくる水とみどりが豊かな環境にやさしいまち朝霞」から引用

## (3) リサイクルショップ

現状	市民が不用品を出品し、展示販売する。委託販売の形態。売上は全額出品者に支払う。	→	今後	常設のフリーマーケットのような形態。販売スペースの有償貸し出しや、他市に準じた無償受入方式への変更を検討。
<p>○ボックス、床スペース、ハンガーラック、机などの単位で販売スペースを提供する。月～週単位で有償にて受け付ける。展示方法は販売者に任せる。</p> <p>○別の案として、他市の例にあるような、市民から無償譲受したものを廉価に販売する形態をとる案も考えられる。</p> <p>○品目は原則としてリユース品とする。</p> <p>○詳細な制度設計は、令和7年度に検討する。</p>				

(参考) 市内でも、展示販売スペースを有償で貸し出すショップが複数あります。これらとの競合を避けるため、リユース品に限定するなどの対策が必要です。

## (4) リサイクル家具類販売

現状	不用家具を自宅収集または持込。修理のうえ展示販売している。売上は全額市の収入。	→	今後	修理あり・有償販売の家具は、当施設で事業を行う。修理なし・無償譲渡の家具は、組合新施設で事業を行う。
<p>○既存事業を基本に事業を継続する。協議を継続して、役割分担や連携手法を検討していく。</p> <p>○当施設では自宅収集または持込の家具を対象に、修理あり・有償販売とする。組合新施設では粗大ごみからのピックアップ品を対象に、修理なし・無償譲渡とする。状態により両施設間の移動が発生するため、現在のトラックを活用して移動する。</p> <p>○両者の展示家具は、統一したホームページでシームレスに情報提供する。</p> <p>○当施設では商品価値の高いものを中心に扱い、売れなかったものは再販売せず組合新施設へ移動するなどして、保管点数を減らし、スリム化したうえで継続する。</p>				

(参考) 和光市・組合との今後の協議により変更となる可能性があります。

(5) イベント・部屋貸し出し

現状	リサイクルプラザ企画運営協議会がイベントを実施。 環境に関連した活動を行う団体に、活動場所として部屋を貸し出している。	→	今後	市と市民活動団体の共催でイベントを実施する。市内で開催されるイベントで啓発を行う。 環境に関連した活動を行う団体に、部屋を貸し出す。(リサイクル工房に限定)
<p>○講座等のイベント、スクールグッズシェアリングは、市と市民活動団体の共催の形で実施する。制服リユース事業は、スクールグッズシェアリングに統合する。</p> <p>○市内のイベントでブース出展・啓発品配布などを行い、街頭啓発を行う。</p> <p>○部屋の貸し出しは、現在の利用実態から、リサイクル工房に限定して継続。利用目的は「環境・廃棄物に係る活動」に限定。(利用目的は現状と変わらず)</p>				

(6) 啓発展示

現状	クリーンセンターでの施設見学と、リサイクルプラザでの 3R 啓発展示。	→	今後	3R に関する啓発展示と施設見学は、組合の新施設に統合する。プラザでは、新たに環境全般に関する啓発コーナーを設ける。
<p>○新施設での展示内容は、今後、組合・和光市・事業者と協議していく。</p>				

(7) その他

ごみ減量化、再資源化等の啓発の方向性としては、紙媒体や施設での展示が中心の活動から、ネット・紙・イベント出展など多くの媒体をミックスした活動に転換していき、より多くの方に届くような方策を検討します。

公共施設マネジメントの視点では、市庁舎の狭隘化がかねてから指摘されており、新たな投資を極力抑えるため、今回の事業再構築によって捻出されたスペースを、市の事務スペースに転用することを検討します。具体的には、施設の新たな位置づけである「市民、民間企業、市の3者が協力しながら、《環境にやさしいまちを共に創っていく》活動拠点」を支える部署の移転を想定します。

## 2 事業再構築のスケジュール案

前項の再構築案を前提として、今後の再構築スケジュール案を以下に検討します。

(1) 考慮すべき条件

<p>○ごみ広域処理施設は令和 12 年度から稼働を開始するため、これに合わせてスケジュールを検討します。</p> <p>○令和 12 年度以降は、資源リサイクル課の事務内容が大きく変化（主に減少）します。</p> <p>○アンケート等で、現在のプラザ事業に対する利用者の不満が改めて浮き彫りになったことから、令和 12 年度を待たずに対応できることは速やかに実施します。</p> <p>○市庁舎の改修工事は、早ければ令和 8 年度に実施される可能性があります。</p>
---

(2) 全体のスケジュール

事業再構築の全体のスケジュール案を図 3-2 に示します。それぞれの詳細な内容は、(3) で記述します。

事業	R7	R8	R9	R10	R11	R12
リサイクルショップ	制度検討	新制度で営業（定期的に制度見直し）				
	現状営業					
リサイクル家具販売	改善検討	改善策実施（随時改善）				連携営業
		組合・和光市・事業者と協議				
イベント関係	新体制の検討・試行		新体制で事業実施			
啓発展示	現状継続（随時改善）					新施設へ
啓発活動	新方針の検討・試行		新方針で事業実施			
建物（市事務スペース等）	市全体の公共施設マネジメントに合わせて工事・移転実施					

図 3-2：事業再構築のスケジュール案

(3) 各事業の詳細

年度	取組内容
<b>◆リサイクルショップ</b>	
R7 年度	○新制度の詳細検討（他事例調査、利用者意向調査等を含む）
R8 年度～	○新制度で営業（定期的に制度を見直す）
<b>◆リサイクル家具類販売</b>	
R7 年度	○すぐに実施可能な改善策の検討 ○新施設での家具事業について、組合・和光市・事業者と協議
R8～11 年度	○一部改善策の実施 ○新施設での家具事業について、組合・和光市・事業者と協議
R12 年度	○新施設と連携した形での事業に移行
<b>◆イベント・啓発関係</b>	
R7～8 年度	○新体制・新方針の具体的内容を検討し、一部を試行
R9 年度～	○新体制・新方針で実施
R12 年度～	○3R 関係の啓発展示を新施設へ移行

(参考) 令和 12 年度以降、事業の展開状況を踏まえて、開所日を月～土曜日（祝日も開所、日曜日と年末年始のみ閉所）に変更することも検討します。

### 3 再構築案のアンケート

再構築案に市民の意見を反映させることを目的として、市民アンケート（第二次）を実施しました。計画として完全な形になる前の、比較的自由にコメントできる状況で、住所や氏名を記入せず気軽に意見を出せるようにするため、市民コメント（旧パブリック・コメント）ではなくアンケート形式としました。

#### (1) アンケート実施概要

表 3-3：アンケート（第二次）実施概要

回答方法	郵送、ファクス、電子メール、市ホームページのアンケートフォーム、資源リサイクル課窓口（クリーンセンター、リサイクルプラザ）窓口への直接提出
提出できる方	(1)市内在住・在勤・在学の方、(2)市内に事務所・事業所を有する方(法人を含む)、(3)本件に利害関係を有する方(例：市外在住のプラザ利用者)
意見数	8名、10件
意見募集期間	令和6年12月13日（金）～令和7年1月14日（火）

#### (2) アンケート結果

アンケートでいただいたご意見の概要を表 3-4 に示します。今回のアンケートのご意見をもとに、制服リユース事業をスクールグッズシェアリングに統合する記述を追加しました（18 ページ(5)参照）。なお、詳細な内容と市の考え・対応については、資料編に掲載しています。

表 3-4：アンケート意見の概要

分野	ご意見
リサイクルショップ	○運営見直しに賛成。定期的な屋内フリーマーケットに期待。 ○出品ルールの制約が気になる。ショップの棚がすいている原因なのでは。 ○簡単に利用できるようにすべき。出品のルールが緩和されたら良くなるのでは。 ○出品の自由度を上げて、若い人でも利用しやすいようにして欲しい。
リサイクル家具	○家具の無償譲渡は良いと思う。家電品にも期待。民間サービスとの連携を検討しても良いのでは。 ○開所している時間に行けないことも多い。民間サービスの活用も良いと思う。
啓発展示	○あらゆる年齢層に分かりやすいようにして欲しい。
スケジュール	○ショップの新しい運営方法はすぐに始めて欲しい。 ○年1回の見直しは良いと思う。変化が必要。利用者の声を拾い上げて欲しい。
制服リユース	○制服のリユース事業に力を入れて欲しい。民間サービスでは出品が少ない。 ○現状の制服リユース事業は利用しづらい。他自治体の例を参考にして欲しい。
その他	○高齢者の利用が多い印象。若年層にも利用しやすいように、情報収集しやすいようにして欲しい。

## 4 今後の進め方

図 3-1 と図 3-2 に示した方向性を目指して、これからプラザの事業を実際に再構築していくことになります。実施にあたっては、すぐにできることと、新施設の完成時点でやるべきことの2段階に分けて進めると、効率よく再構築を展開できるものと考えられます。具体的には、令和8年度と令和12年度の2段階の目標年度を設け、これらに向けて準備を進めていくこととします。表 3-5 に、目標年度と主な再構築の内容を示します。

表 3-5：目標年度と主な再構築内容

目標年度	主な再構築（変更）内容
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルショップを新方式で営業開始</li> <li>○リサイクル家具類販売の方法修正</li> <li>○イベント・啓発事業を新体制・新方針で展開開始</li> <li>○一部を市の事務スペースに転用開始（時期は市全体の計画に合わせ検討）</li> </ul>
令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用状況をもとに、リサイクルショップの制度修正</li> <li>○リサイクル家具類販売を新方式で営業開始</li> <li>○3Rに関する啓発展示を新施設へ移転</li> </ul>

また、今回の事業再構築と同時に、プラザの建物をより効率的に管理する方策を検討します。具体的には、清掃や点検などの業務委託を一括して契約し、ビルメンテナンスの専門業者が総合的に建物の管理を行う「包括管理委託」や、他の公共施設と一括して効率よく管理を行う契約形態への移行などを検討します。

## 5 継続した改善に向けて

啓発活動は、時代の変化に応じて継続的に改善を図っていくことが求められます。一方で、事業規模に見合ったコンパクトな活動となるよう留意する必要があります。そこで、継続した改善を行う体制として、PDCA サイクルに基づく実施体制を図 3-6 に示します。

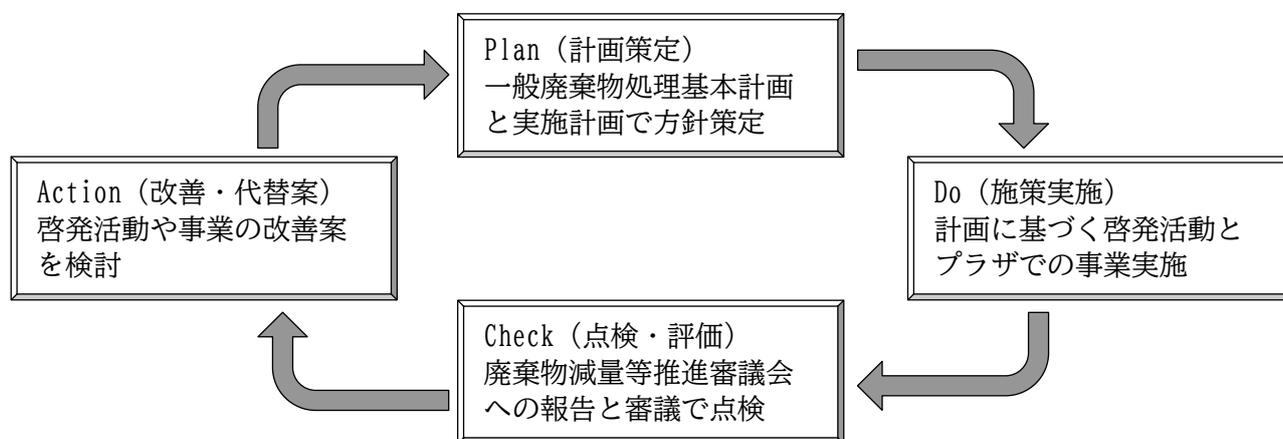


図 3-6：PDCA サイクルに基づく実施体制

#### 【Plan】 計画策定

啓発やプラザでの事業は、5年ごとの一般廃棄物処理基本計画で大きな方針を策定し、毎年度の一般廃棄物処理実施計画で、当該年度の活動計画を策定します。

#### 【Do】 施策実施

活動計画に基づき、啓発や事業を実施します。達成状況の確認は、一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書で毎年度取りまとめます。

#### 【Check】 点検・評価

一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書を廃棄物減量等推進審議会へ報告し、内容を審議していただくことで、実施内容の点検・評価を行います。

#### 【Action】 改善・代替案

審議会での意見や、市民・利用者の意見などをもとに、次年度以降の活動の改善案を検討します。

## 1 関連例規等

## ◆朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する市民の意識の啓発を図り、もって資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するため、朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）を朝霞市大字浜崎 664 番地の2に設置する。

(業務)

第2条 プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 一般廃棄物の再生利用の促進に関すること。
- (3) その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休所日)

第3条 プラザの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）
- (2) 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

第4条 プラザの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プラザの利用を許可しない。

- (1) プラザの設置目的に反するとき。
- (2) プラザの施設又はその附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として利用しようとするとき。
- (4) その他プラザの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し)

第6条 市長は、プラザの管理上支障があると認めるとき、又は前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 許可を受けた目的以外にプラザの施設を利用したとき。

2 市は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第7条 故意又は過失によりプラザの施設又はその附属設備に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

## ◆朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成12年朝霞市条例第42号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、朝霞市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定によりプラザの利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、朝霞市リサイクルプラザ利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 条例第5条第1項の許可は、朝霞市リサイクルプラザ利用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(遵守事項)

第4条 市長は、プラザの利用について遵守事項を定め、利用者に対して随時必要な指示をすることができる。

(職員)

第5条 プラザに所長を置く。

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第6条 所長は、上司の命を受け、プラザの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(所長専決事項)

第7条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 条例第3条第2項の規定により臨時に休所日を定め、又は休所日に開所すること。

(2) 条例第4条ただし書の規定により利用時間を変更すること。

(3) 条例第5条の許可に関すること。

(4) 条例第6条の規定により許可を取り消すこと。

(5) 第4条の規定により遵守事項を定め、指示すること。

(6) 定期又は定例に属し、かつ、軽易な事項の通知、依頼、回答等の処理に関すること。

(7) 前各号に準ずる軽易な事項

2 所長は、前項の規定により事務を専決したときは、必要に応じて上司に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

【様式は省略】

## ◆朝霞市リサイクルプラザ管理要綱

(趣旨)

第1条 朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例施行規則第8条の規定に基づき、朝霞市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用団体)

第2条 プラザは、市民で構成された団体が、廃棄物の減量化及び再資源化並びに循環型社会形成のために活動・学習する場合に利用することができる。

(貸室)

第3条 プラザの貸室は、リサイクル活動室(大・小)、リサイクル工房、リフォーム工房とする。

(利用予約)

第4条 プラザを利用しようとする団体は、口頭又は電話により利用予約することができる。利用予約した後は、速やかに、朝霞市リサイクルプラザ利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用時間)

第5条 プラザの貸室の利用時間の区分は、次のとおりとする。

午前 午前9時から正午まで

午後 午後1時から午後5時まで

ただし、所長は特別の事情があるときは、利用時間の区分を変更することができる。

(遵守事項)

第6条

(1) 貸室を利用した後は、清掃の上、机、椅子等の備品・調度品を利用前の原状に復元すること。

(2) 室内での飲食・喫煙はしないこと。

(3) 空調機、備品等の使用は、所長の指示に基づき、使用すること。

(4) 私物の管理は、利用者が行うこと。盗難・き損等があった場合は、プラザは一切責任を負わないこと。

(備品等の館外貸出し)

第7条 備品の館外貸出しは、所長の許可を得ることとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## ◆朝霞市リサイクルショップ運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭において不用になった生活用品の再生利用を促進することにより、資源循環型社会の構築に向けての思想を市民に広く啓発し、ごみの減量化及び再資源化をより積極的に推進することを目的とする。

(利用資格)

第2条 リサイクルショップ登録制度の利用資格は、原則として市内に住所を有する18歳以上の者とする。

(対象品目)

第3条 対象品目は、家庭で不用となった日常生活用品で使用に耐えるものとする(中古品又は新品を問わない)。ただし、図書、雑誌、食料品、化粧品、危険物、動植物、医薬品、電化製品、大型家具、貴金属、美術品その他市が不適当と認めたものは除く。

(登録)

第4条 会員登録制度を利用する者は、住所、氏名及び年齢を確認できるもの(免許証等)を持参して会員登録(以下「登録」という。)をするものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、申込月から起算して2年間とする。

(登録の抹消)

第6条 前条の期間を経過し、再登録のない者又は利用資格を喪失した者は、登録を抹消されるものとする。

(品物の登録)

第7条 品物の登録は、出品者が自らリサイクルショップの受付に品物を持参して行うものとする。ただし、1人当たり1回7点以内とする。

(品物の登録有効期間)

第8条 展示期間は、受付日から起算しておおむね4週間とするものとする。また、展示期間中の追加登録をすることはできない。

(登録品の値段)

第9条 登録品の値段は、出品者が自ら決めるものとする。ただし、新品においても市価の半値以下とする。

(登録品の精算及び引取り)

第10条 市は、出品者に展示期間終了後に売却金と残った品物の通知をするものとする。次回の登録は、精算及び引取りが終了した後に行うものとする。

(事務管理費用)

第11条 出品者は、事務管理費用の一部として商品登録時に100円を負担するものとする。

(その他)

第12条 リサイクルショップの業務は、市民環境部資源リサイクル課で行う。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日要綱第96号)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(令和5年11月2日要綱第104号)

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

## ◆朝霞市リサイクルプラザ図書等貸出し利用基準

(趣旨)

第1条 朝霞市リサイクルプラザ設置及び管理条例(平成12年朝霞市条例第42号)第2条第1号に規定する一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する情報の収集及び提供に資するために実施する、リサイクルプラザの図書等(雑誌の最新号を除く。以下同じ。)の貸出し利用について、次のとおり定める。

(利用内容)

第2条 図書等の貸出し利用場所は、朝霞市リサイクルプラザとする。

2 図書等の貸出しは、朝霞市リサイクルプラザの開所日に行うものとする。

3 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

(利用条件)

第3条 図書等を貸し出すことができる者は、朝霞市、志木市、新座市及び和光市に在住する者とする。

2 貸出し冊数及び日数は1回につき3点以内、貸出期間は貸出日から起算して14日以内とする。

(利用方法)

第4条 図書等の貸出し利用を希望する場合は、朝霞市リサイクルプラザ図書等利用券交付申込書(様式第1号)に記入し、朝霞市リサイクルプラザに提出するものとする。

2 前項の申込書が提出されたときは、有効期限内のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証、社員証等の原本により本人確認を行い、図書等利用券(様式第2号)を発行するものとする。

3 図書等利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日とする。

4 図書等は、返却日を記入した短冊を挟んで貸し出すものとする。

(その他)

第5条 利用者の故意又は過失により、図書等を紛失し、汚損し、又は破損したときは、利用者は速やかに朝霞市リサイクルプラザに届出後、原則として同じ図書等を弁償する。

附 則

この基準は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和5年2月22日その他第1号）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

【様式は省略】

## ◆朝霞市リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 一般廃棄物の減量化及び再資源化に関する市民の意識啓発をより効果的に行い、もって資源を循環的に利用する社会の形成に寄与するため、朝霞市リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) リサイクルプラザの事業再構築に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市民環境部長をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員は、別表に掲げる職をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日からリサイクルプラザ事業再構築検討報告書が完成するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名した職員を会議に出席させることができる。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部資源リサイクル課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市民環境部長
政策企画課長
財産管理課長
地域づくり支援課長
環境推進課長
資源リサイクル課長
朝霞和光資源循環組合施設課長補佐

## ◆【参考】朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、朝霞市リサイクルプラザ（愛称エコネットあさか）企画運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、朝霞市リサイクルプラザの事業運営に関し、行政と密接な連携を図りながら市民主体で活動し、循環型社会の構築に寄与するとともに、広く環境問題改善のための事業を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境及び循環型社会に関する調査・研究・情報収集・先進地視察・発信に関すること。
- (2) 各種教室・講座・イベントなどの企画及び運営に関すること。
- (3) ソーシャルメディア・情報誌の発行及び各種事業の啓発広報活動に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、リサイクルプラザ企画運営員（以下「スタッフ」という。）で組織する。

2 スタッフは、環境問題及び循環型社会等に関心がある市内在住の18歳以上80歳までの者とする。（但し、役員会にて承認を得たものはこの限りでない。）

3 スタッフの定数は、30人以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 スタッフは会議や事業の準備・開催等、協議会の活動に参加、協力すること。

5 スタッフの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 スタッフの補助組織として、協力員を置くことができるものとする。

(事業の運営)

第5条 スタッフ会議で決定された教室・講座・イベント等の事業は、チームを編成し、運営するものとする。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名

2 役員は、スタッフの互選により選出する。

(役員の仕事及び任期)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を審議する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。
- (3) 書記は、会長の命を受けて会務を記録、保管する。
- (4) 会計は、会長の命を受けて会計事務を処理する。
- (5) 監査は、会計監査とする。

2 役員の仕事は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、役員会、スタッフ会議とする。

2 総会、役員会、スタッフ会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 会議は、原則としてスタッフの3分の2以上の出席で成立するものとする。

4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回、原則として4月に開催する。ただし、会長が役員会で協議し、必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、スタッフの3分の2以上の出席で成立する。なお、正規の手続による委任状は、出席とみなす。

3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度の事業報告及び決算の承認に関すること。
- (2) 本年度の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他会務の重要事項

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を処理する。

- (1) 総会議案の作成及び提出に関すること。
- (2) 企画の進捗状況を把握し、成果を確認する。
- (3) スタッフの入、退会に関すること。
- (4) その他、会務に関する検討と事業内容の調整を共有すること。

(スタッフ会議)

第11条 スタッフ会議は、原則毎月1回開催し、事業の実施成果及び運営状況を確認する。また、進行事業計画の確認と調整を行う。

(会計)

第12条 協議会の経費は、受託金、寄付金、その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議会エコ基金)

第13条 協議会への寄付金、その他臨時収入は「協議会エコ基金」として積み立てるものとする。

2 「協議会エコ基金」は、環境改善や災害支援として必要とされる場合、スタッフ会議に諮りこれを使用できるものとする。

(退会)

第14条 会長はスタッフが、次のいずれかに該当するときは、退会の勧告及び退会させることができる。

(1) 本人から退会の申出があったとき。

(2) スタッフとして第2条及び第4条の4の責務を果たさない場合、また、その他の理由でスタッフとして不適格とされたとき。

(3) その他必要と認めるとき。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、リサイクルプラザ事務所内に置き、事務を処理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成12年6月1日から施行する。

2 平成13年4月1日一部改正

3 平成14年4月10日一部改正

4 平成15年4月9日一部改正

5 平成19年4月11日一部改正

6 平成21年4月8日一部改正

7 平成22年4月14日一部改正

8 平成22年12月8日一部改正

9 平成24年4月11日一部改正

10 平成29年4月12日一部改正

11 令和6年4月26日一部改正

## ◆【参考】朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会規約第16条の規定に基づき、協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スタッフの募集)

第2条 スタッフの定員に欠員が生じたときは、市予算の範囲内で随時募集するものとする。

2 募集方法は、原則公募による。

(会議の開催及び報告)

第3条 会議を開催するときは、会長に報告し、終了後は会議録(様式1)を作成する。

(消耗品及び活動費)

第4条 教室・講座・イベント等の実施に係る材料費及び活動費等は、市の「教室・講座等業務委託料」をもってこれに充てる。ただし、会長はその用途について事前に事務局へ報告をするものとする。

(講師謝金及び謝礼)

第5条 教室・講座・イベント等の実施に係る講師の謝金及び謝礼については、市の支給基準による。

(個人情報の保護)

第6条 スタッフは、職務上、知り得た個人情報の保護について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密保持の義務

職務上、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(2) 第三者への提供の禁止

職務上、知り得た個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(3) 複写及び複製の禁止

職務上、知り得た個人情報を朝霞市の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(4) 個人情報の取扱い

協議会の運営上、個人情報を取り扱う場合は、個人の基本的な人権を侵害することのないよう努めなければならない。

(企画運営計画書等の作成)

第7条 事業の実施にあたっては、次の書類を作成し、事務局(事務所)に提出する。

- (1) 企画運営計画書（様式2）
- (2) 参加者名簿（様式3）
- (3) 実施報告書（様式4）
- (4) 施設使用届（様式5）
- (5) アンケート（様式6）

（協議会の庶務）

第8条 協議会の庶務は、事業の円滑な推進を図るため、事務局と密接に連携し、必要な事項を処理する。

（委任）

第9条 この細則に定めのない事項が生じた場合は、その都度協議し決定する。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月10日一部改正
- 3 平成21年4月8日一部改正
- 4 平成22年4月14日一部改正
- 5 平成29年4月12日一部改正
- 6 令和6年4月26日一部改正

【様式は省略】

## 2 市民アンケート（第一次）集計結果

（◆：分析コメント、☆：集計上の補足説明、◎：「その他」の回答例）

Q1 リサイクルプラザを利用したことがありますか。（市HPのみ）

利用あり ○○○○○○○○○○○○○○ (11)  
 利用なし ○○○ (3)

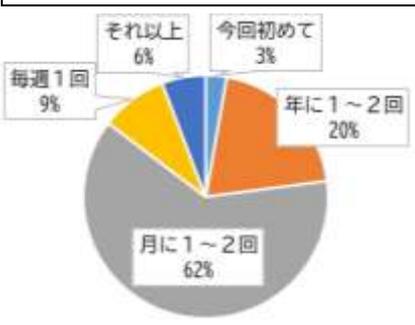
◆市ホームページでの回答者は、施設を利用したことがある人が中心。

Q2 あなたの年齢を教えてください。（択一）



◆40～80歳代の利用がほとんど（95%）を占める。

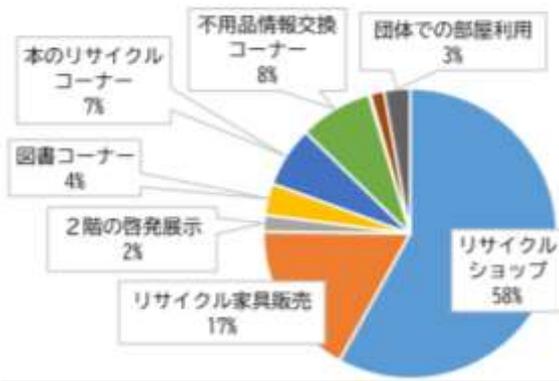
Q3 リサイクルプラザをどれぐらいの頻度で利用されていますか。（択一）



◆「月1～2回程度」の利用が最も多く、それ以上の頻度での利用と合わせて77%を占める。

☆ネットのみ「過去に数回程度」の選択肢を設定し、5人が選択した。グラフでは年1～2回の選択肢に合わせて表記した。

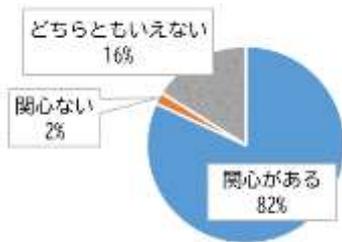
Q4 どの事業（コーナー）をよく利用されていますか。（複数回答可）



◆「リサイクルショップ」が半分以上を占め、「家具」がこれに次いでいる。その他では「本のリサイクルコーナー」と「不用品情報交換コーナー」が比較的良好利用されている。

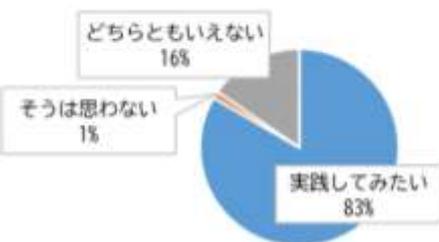
☆グラフに表記のない選択肢としては、スクールグッズフェアリングが2%、3R展示が0.2%であった。

Q5 あなたは、3RやSDGsに関心を持っていますか。（択一）



◆利用者は全般に、環境やごみ減量化に関心を持っている傾向にある。

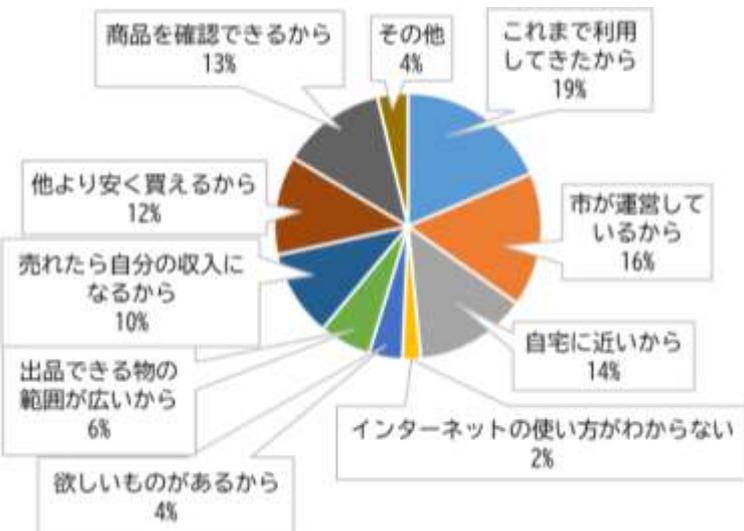
Q6 リサイクルプラザを利用して、3Rを普段の生活の中でも実践してみようという気持ちになりましたか。（択一）



◆Q5とほぼ同様の傾向を示した。

Q7 【リサイクルショップ】をご利用の方にお尋ねします。

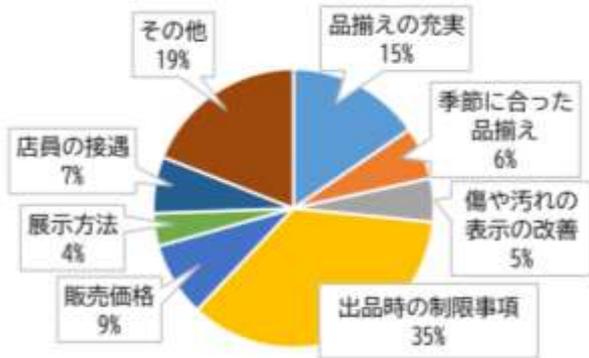
民間のリサイクルショップやインターネットでの売買ではなく、当ショップを利用された理由は何ですか。（複数回答可）



◆「継続利用」「公営」「自宅近隣」の理由で約半数を占め、「現物確認」「安価」「収入になる」等がこれに並んでいる。  
◎「その他」の例：インターネットでは手間がかかる、送料がかからない、自分で価格設定できる

Q8 【リサイクルショップ】をご利用の方にお尋ねします。

当ショップで改善して欲しい点はありますか。(複数回答可)

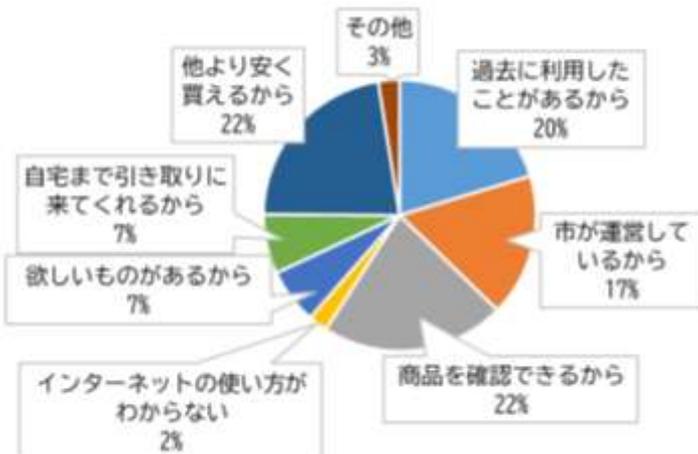


◆改善要望で最も多いのは「出品時の制限」で、これに「品揃え」が次いでいる。

◎「その他」の例：「出品時の制限事項」に該当する内容が7%あり、同項目は実質42%に達する。購入者からは「価格が高い」等の意見があった。

Q9 【リサイクル家具販売】をご利用の方にお尋ねします。

民間のリサイクルショップやインターネットでの売買ではなく、当施設の家具販売事業を利用された理由は何ですか。(複数回答可)



◆「安価」「現物確認」「継続利用」「公営」などが上位に並んでいる。

◎「その他」の例：購入した家具の運搬手段がない

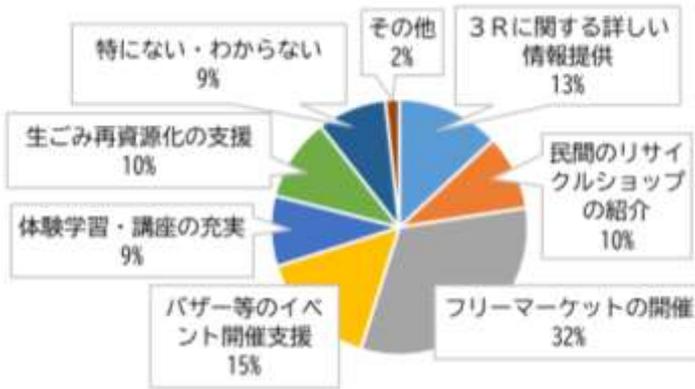
Q10 リサイクルプラザで実施している【イベント・講座等】に参加したことのある方にお尋ねします。

参加したことで、ごみを減らしたり分別したりする意識が、今も続いていると思いますか。(択一)



◆啓発効果の持続性を確認した問いであるが、「どちらとも言えない」回答が42%あり、時間の経過とともに啓発効果が減衰している様子がうかがえる。

Q11 これから 3R の取組を進めていくため、市でやって欲しいことはありますか。(複数回答可)



◆フリーマーケットとバザーで約半数を占めており、この種のイベント開催が強く望まれている。次いで情報提供系が多くなっている。

◎「その他」の例：学用品の交換場所を常設してほしい

Q12 リサイクルプラザへのご意見・ご要望等があればご記入ください。

※この質問に対して全部で 130 件の意見があった。

◎リサイクルショップの出品時の制限に関する内容が 22%あった。

◎ショップ購入者は「価格が高い」「検品して欲しい」、ショップ出品者は「自由に値段をつけたい」「中古品の現状渡しも扱って欲しい」、との意見があり、価格や商品に関する意識差が目立った。

◎その他リサイクルショップに関する意見が 21%あり、応援・感謝の声を含めると半分以上がリサイクルショップに関する内容であった。

◎ごみ減量化や 3R に関する意見は 6%にとどまった。

◎市ホームページからの回答を中心に、「施設の存在意義が失われており廃止すべき」等の意見があった。

◆リサイクルプラザは、「リサイクルショップのある場所」としての認識が強く、ごみ減量化や 3R の啓発など、施設の設置目的と乖離している実態が浮き彫りになった。

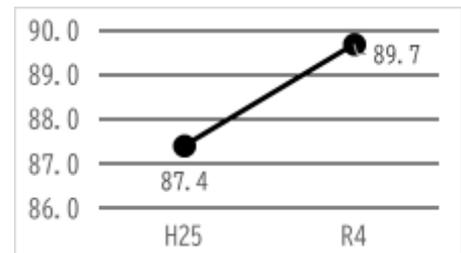
### 3 一般廃棄物処理基本計画策定時のアンケート結果

一般廃棄物処理基本計画（現在は第 6 次）の策定時に実施したアンケートで、過去と同一内容の質問をした項目があり、直近 10 年（平成 25 年度→令和 4 年度）の市民の意識変化をみることができる。

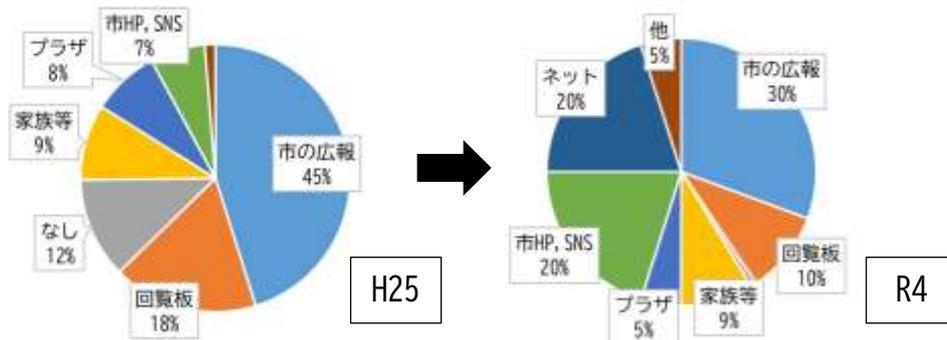
なお、以下の質問の番号は便宜的に前項の続番で付した。

Q13 あなたは、ごみ問題についてどの程度関心がありますか。

◆ごみ問題に「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と答えた人の合計が、2.3 ポイント上昇した。

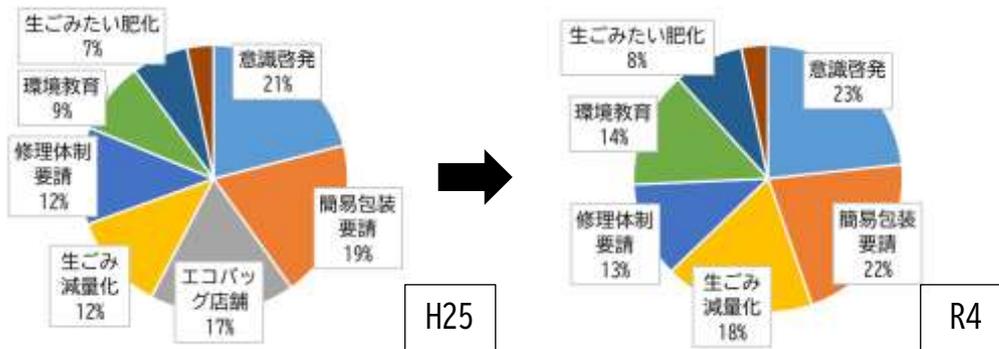


Q14 ごみに関する情報が欲しい場合、どこから入手しますか。(複数回答可)



◆「市の広報」「回覧板」が割合を大きく下げた一方で、「市HP、SNS」「インターネット」の割合が上昇した。ネット経由の情報収集が主流となりつつある一方で、市の広報も依然として重要視されていることが分かる。

Q15 ごみ減量化のために市が行うべき取組は何だと思いますか。(複数回答可)



◆令和4年度の調査では、レジ袋有料化に伴って「エコバッグ推進店舗の利用促進」を選択肢から外している。それ以外は全般に同じ傾向を示しており、市の施策として求められている内容は変わらないことが分かる。

#### 4 市民アンケート（第二次）結果

No.	分野	ご意見	市の考え・対応
1	事業再構築案 (リサイクルショップ)	リサイクルショップの運営見直しは嬉しいです！常設フリマがどんな感じかわからないですが、定期的に屋内フリマが開催できたらいいなと思います。現在は出品しにくい感じなので、自分の納得できる価格にしたり、楽しく買い物できると良いと思う。	出品ルールの制約を緩和してほしいとのご意見を多くいただいており、今回、抜本的な見直しをしたいと考えています。今後、詳細な見直し案を検討しますので、いただいたご意見を参考にまいります。
2	スケジュール案	新しい運営(フリマ)はすぐに始めて欲しい	令和7年度に運営方法の検討、早ければ令和8年度に新しい形態で開始したいと考えています。
3	事業再構築案 (リサイクル家具)	家具の無償譲渡はいいと思った。家電の無償譲渡もあっていいと思う。ジモティと提携して運営してる自治体もあるそうなので、朝霞もジモティと連携を検討してもいいのではないかな。	家具の無償譲渡は、早ければ令和12年度開始で検討しています。現在でも、売れ残ったものは無償譲渡としている例もあります。また、ご意見にあるような、民間サービスとの連携も導入を目指して検討してまいります。

No.	分野	ご意見	市の考え・対応
4	事業再構築案 (リサイクルショップ)	リサイクルショップ(リユース)について現状の方法で概ね満足していますが、出品の種類・点数に限りがある点が気になっています。全体的に品物が少なく棚がスカスカなことが多く、実際に出品をしてみたら1種につき2点までなど規制があることがわかり、それが原因だと感じました。また、売れなかったものは値段を下げれば再出品可などは不可能なのではないでしょうか。	出品ルールは、開所当時に検討して決めたものが多く、その後の状況変化に対応しきれていない面もあったと考えています。今後、詳細な見直し案を検討しますので、いただいたご意見を参考にしていまいります。
5	事業再構築案 (リサイクルショップ、啓発展示ほか)	リサイクルならば、みんなが簡単に利用できるようにすべきだと思う。活発な事業展開をしていくのなら、もっと商品の流れや受け入れをスムーズにしてほしい。1人何点までとか、1ヶ月で回収、清算とか、枠をはずしてほしい。リサイクルを学ぶ事も、子供から大人までわかり易くしてほしい。ゴミの分別にしても、再利用方法にしてもまだまだ十分で無い気がする。朝霞の地域性や、昔ながらの知恵なども取り入れたリサイクル事業をして欲しいです。	今回の見直しは、誰もが手軽に実践できる3Rを大きな目標としています。リサイクルショップの詳細な見直し案の検討では、いただいたご意見を参考にしていまいります。また、リサイクルなどの学習については、現在計画中の新しい施設で、分かりやすく学べるように整備していまいります。
6	スケジュール案	年に1回の見直し 良いと思います。時代、世代、情勢などによって変化が必要です。いつも利用者の声を拾い上げてもらえると嬉しいです。	今回の見直しに至った経緯として、社会情勢の変化に応じた見直しが十分できていなかった反省があります。特にリサイクルショップは、新しい制度がより良いものとなるよう、定期的に見直しをしていきたいと考えています。
7	事業再構築案 (啓発事業など)	リサイクルプラザは高齢者の方が多い印象。若年世代も利用しやすいよう、またリサイクル品の情報が収集しやすいようにしてほしい。SNSでの発信も大事だが、そもそも開館している時間に行けないことも多い。ジモティなどの活用を促すのもアリかなと思う。	現在は、来所者層に偏りがあり、3Rの啓発という本来の効果が十分発揮できていない面があります。今回の事業再構築で、広い層に啓発が届くようにしたいと考えています。また、ご意見にあるような、民間サービスとの連携も導入を目指して検討していまいります。
8	事業再構築案 (制服リユース)	朝霞は子供が沢山いますので、幼稚園や中学校などの制服のリユース事業に力を入れてもらえたら嬉しいです。我が家にも転園で使わなくなってしまったまだ綺麗な幼稚園リュックや制服があります。制服類はメルカリやジモティーなどのアプリでも出品はほとんどないため需要はあると思います。	制服のリユース事業は、これまでも実施してきましたが、必ずしも使い勝手のよい形では実施できていませんでした。今後は、スクールグッズシェアリングに統合する方向で検討したいと考えております。
9	事業再構築案 (制服リユース)	制服のリユースをしてほしい。リユースは、各学校で、決まった日しかやっておらず、サイズも少なく中学で役員になるとかなり面倒。しかも、利用に人目があり抵抗がある。いつでも利用できれば、古着屋やセカンドストリート感覚、日時も気にせず利用できます。そのため、サイズもその日なくても、諦めがつきます。うちの娘は、1年で身長が8センチ伸びたので、ジャケットがサイズアウトしてしまいました。戸田では、成長にあわせて、リユース交換会が充実していると聞きました。是非、別の市の自治体のいいところを真似してほしいです	制服のリユース事業は、これまで学校単位で実施しており、その方法も学校によってまちまちでした。今回のご意見を踏まえ、今後はプラザで定期的の実施しているスクールグッズシェアリングに統合する方向で検討していきたいと考えております。
10	事業再構築案 (リサイクルショップ)	とても良いシステムだと思います。ただ以前出品の利用をしていましたが、働いていらっしゃる年配の女性の方々がとても口うるさく利用をやめました。もう少し出品者の自由度を上げていただくとより良いのではないかと思います。口うるさい年配女性に上から目線で色々言われる現状では若い人の利用者は増えないと思います。	出品ルールの制約は、一定の必要性から設定したのですが、それがリユースの妨げになっている側面もあります。詳細な見直し案の検討では、いただいたご意見を参考に、若い方でも利用しやすいような仕組みを検討していまいります。

## 5 検討の経過

年月日	経 過 (☆は検討内容、★は意見の例)
令和6年4月26日	リサイクルプラザ企画運営協議会総会で検討趣旨を説明
令和6年5月22日	第1回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆検討の概要、各事業の現状と課題、アンケート案
令和6年5月29日	廃棄物減量等推進審議会で検討趣旨を説明 ★広く環境に関する活動をしてはどうか
令和6年6月8日～ 7月5日	市民アンケート（第一次）実施
令和6年7月24日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ★ショップの新たな姿として販売スペース貸しも考えられる
令和6年7月26日	第2回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆アンケート結果、検討条件の整理、事業の方向性
令和6年8月8日	和光市、朝霞和光資源循環組合に、検討状況を報告 ☆家具事業の重複に対する考え方を整理
令和6年11月1日	第3回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆事業再構築案、スケジュール案
令和6年11月13日	廃棄物減量等推進審議会で検討状況を報告 ★民間事業との棲み分けを意識すべき、和光市の事業のいいところも吸収してはどうか
令和6年11月13日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ★スクールグッズシェアリングを大切に育てていきたい
令和6年12月13日～ 令和7年1月14日	市民アンケート（第二次）実施
令和7年1月24日	第4回リサイクルプラザ事業再構築庁内検討委員会開催 ☆アンケート結果、検討報告書案
令和7年2月5日	リサイクルプラザ企画運営協議会に検討状況を報告 ☆協議会事業の今後の体制などを検討
令和7年2月19日	廃棄物減量等推進審議会で検討状況を報告 ★

もっとエコなあさかにしよう  
リサイクルプラザ事業再構築  
検討報告書(案)

発行 : 朝霞市 令和7年0月  
編集 : 朝霞市市民環境部資源リサイクル課  
リサイクルプラザ

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 664-2

電話 : 048 (486) 0222 FAX : 048 (486) 0223

電子メール : [eco@city.asaka.lg.jp](mailto:eco@city.asaka.lg.jp)



# 朝霞市クリーンセンター 施設維持管理計画 改訂案



令和7年3月

朝霞市

# 目次

第1章 この計画について	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象範囲	2
4 用語解説	4
第2章 施設を取り巻く現状と将来の見通し	6
1 ごみ処理の流れ	6
2 ごみ処理施設の現況	7
3 ごみ処理量の推計	9
4 ごみ処理の広域化	11
5 課題の整理	13
第3章 施設維持管理計画	14
1 ごみ処理施設の維持管理基準	14
2 ごみ処理施設の維持管理方針	17
3 ごみ処理施設の維持管理計画	17
第4章 継続した取組に向けて	19
1 計画の進行管理と見直し	19
2 今後の取組に向けて	19

## 1 計画策定の背景

朝霞市（以下「本市」という。）では、衛生的な生活環境を確保するため、ごみ処理施設の整備・維持に努めてきました。人口の増加に伴って、必要なごみ処理能力を備えた施設に拡充する一方、ごみ処理量の縮減やリサイクルを推進するため、資源の分別収集や3Rの啓発などに取り組んだ結果、ごみの減量化が大きく進みました。現在のごみ焼却処理施設が建設された30年前との比較を表1-1に示します。

表1-1：30年前とのごみ排出量比較

	ごみ総排出量	年度末人口	1人1日あたり排出量
平成5年度(1993年度)	35,779トン	105,252人	836グラム
令和5年度(2023年度)	36,585トン	145,531人	551グラム
増減率	2.3%増	38.3%増	34.1%減

ごみ処理施設は、必要な能力を安定して確保することが求められていますが、現在の施設は老朽化が進み、能力低下が顕著となっています。このままでは、必要なごみ処理能力を確保できなくなることから、施設の更新が喫緊の課題となっています。しかし、本市の財政状況は、義務的経費が高い割合を占めており、施設の更新に十分な費用を充てるのが難しい状況にあります。

このような中で、施設の整備と運営を効率的に行うため、同様の課題を抱える和光市と協議した結果、2市でごみの広域処理を行うことで合意しました。令和2年（2020年）10月には、事業主体となる朝霞和光資源循環組合が設立され、令和12年度（2030年度）の新施設稼働開始に向けて、現在事業を進めています。新施設完成までの間は、現在の朝霞市クリーンセンター各施設（以下「既存施設」という。）の安定的な稼働を確保する必要があります。

これらの課題を踏まえ、既存施設の維持管理方針を定めた「朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画」を令和2年3月に策定しました。計画策定当初は、新施設の稼働開始時期を令和10年度（2028年度）としていましたが、その後の状況変化により、稼働開始が2年延期となったことで、既存施設の稼働期間も2年延長する必要が生じました。また、計画策定から5年が経過し、中間見直しが必要な時期となったことから、今回、朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画（以下「本計画」という。）の改定をすることにしました。

## 2 計画の位置づけ

公共施設の抱える課題に対処するため、本市の最上位の計画である「第5次朝霞市総合計画」では、「公共施設の効果的・効率的な管理運営」を掲げ、公共施設の維持管理に関する基本的な方針を取りまとめた「朝霞市公共施設等総合管理計画」を策定しました。国においても同様の課題に対して「インフラ寿命化基本計画」を策定し、公共施設を管理する省庁や地方自治体に対して、行動計画（公共施設等総合管理計画）及び個別施設計画を策定するように要請しました。

本市の個別施設計画は、共通・全体的な内容と、学校を除く建物系の個別具体的な内容については、

「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」において記述し、ごみ処理施設に関する個別具体的な内容は、本計画で記述しています。

一方で、本市のごみ処理については、第5次朝霞市総合計画で「低炭素・循環型社会の推進」「ごみの減量・リサイクルの推進」を掲げるとともに、ごみ処理の基本的な方針や目標値を定めた「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、さまざまな施策を展開しています。さらに、ごみ処理広域化については、「ごみ処理広域化基本構想」や「ごみ広域処理施設整備基本計画」を策定し、新施設の具体的な内容を記述しています。

今回改定した本計画は、関連する計画等と内容の調和を図りながら、令和12年度（2030年度）までの各施設の維持管理内容を定めたものです。

それぞれの計画との関係や位置づけを、図1-2に示します。

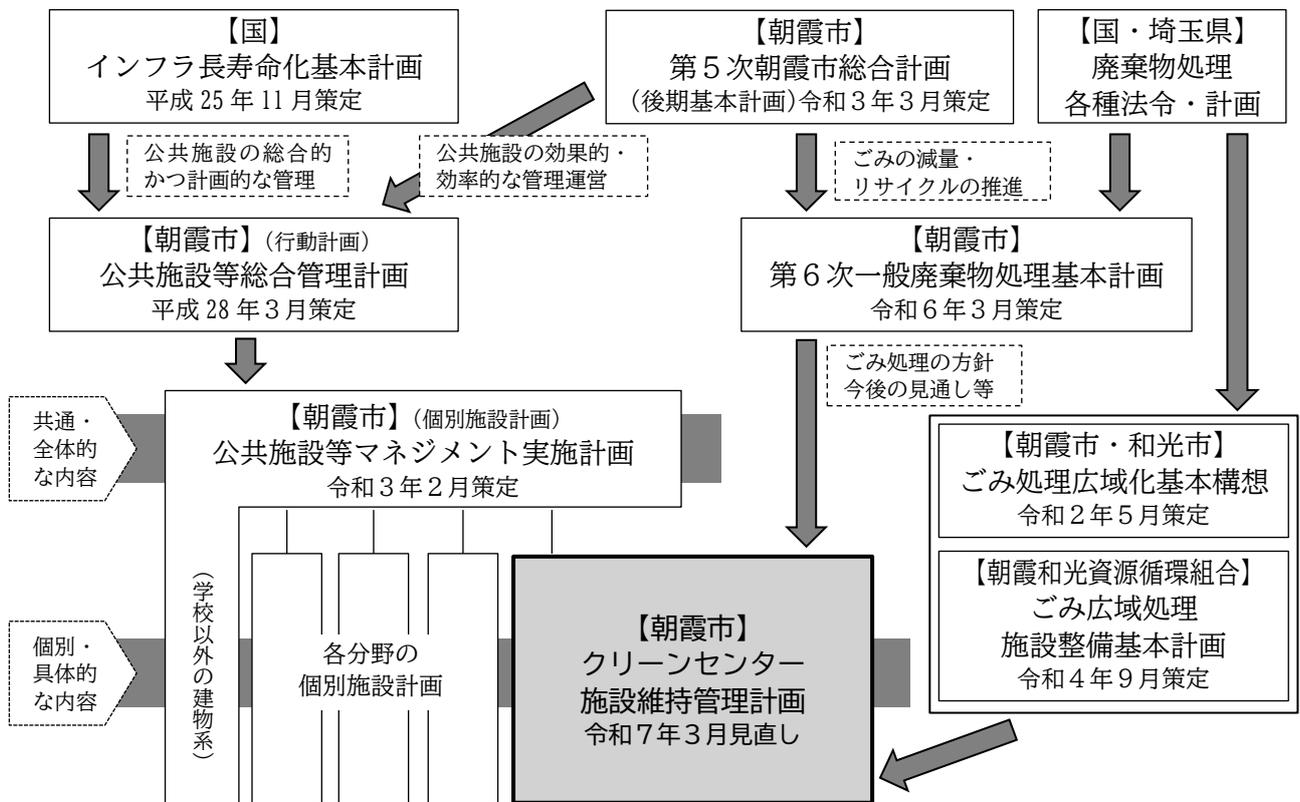


図1-2：計画の位置づけ

### 3 計画の対象範囲

この計画は、現在朝霞市が管理しているごみの中間処理施設を対象範囲とします。公共施設等総合管理計画における施設分類は、「供給処理施設」に相当します。具体的な施設としては、朝霞市クリーンセンター内の施設全般が対象で、ごみの種類ごとに大別して4つの施設に分けられます。

現在、和光市とごみ処理広域化事業を進めています。令和12年度（2030年度）の時点では、ごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設について新施設での処理を開始し、それ以外の施設については当面、現在の施設を使用することになっています。本計画では、新施設の稼働開始までの期間を計画の対象とし、それ以降は、新施設（ごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設）と既存施設（あき缶資源化施設・プ

プラスチック類処理施設) とに分けて計画を立て、管理していくこととします。新施設分の計画については、事業主体である朝霞和光資源循環組合において立案管理する予定です。

本計画の計画期間は当初、令和2年度(2020年度)から令和10年度(2028年度)までとして策定しましたが、今回の改定により、計画期間を令和12年度(2030年度)まで延長します。

なお、生活排水処理のうち、公共下水道については下水道の個別施設計画において扱うこと、また、し尿処理施設は朝霞地区一部事務組合の管理であることなどから、生活排水処理に関しては本計画の対象外とします。

表1-3に本計画の対象範囲を、図1-4に本計画の対象期間をそれぞれ示します。

表1-3：本計画の対象範囲

分野*	分類*	施設	計画の対象範囲
処理施設 (プラント系)	供給処理施設	クリーンセンター	
		ごみ焼却処理施設	対象
		粗大ごみ処理施設	対象
		あき缶資源化施設	対象
		プラスチック類処理施設	対象
		(生活排水処理)	
		公共下水道	対象外
し尿処理施設	対象外		

\*「分野」「分類」は、公共施設等総合管理計画における「分野」「分類」と一致させています。

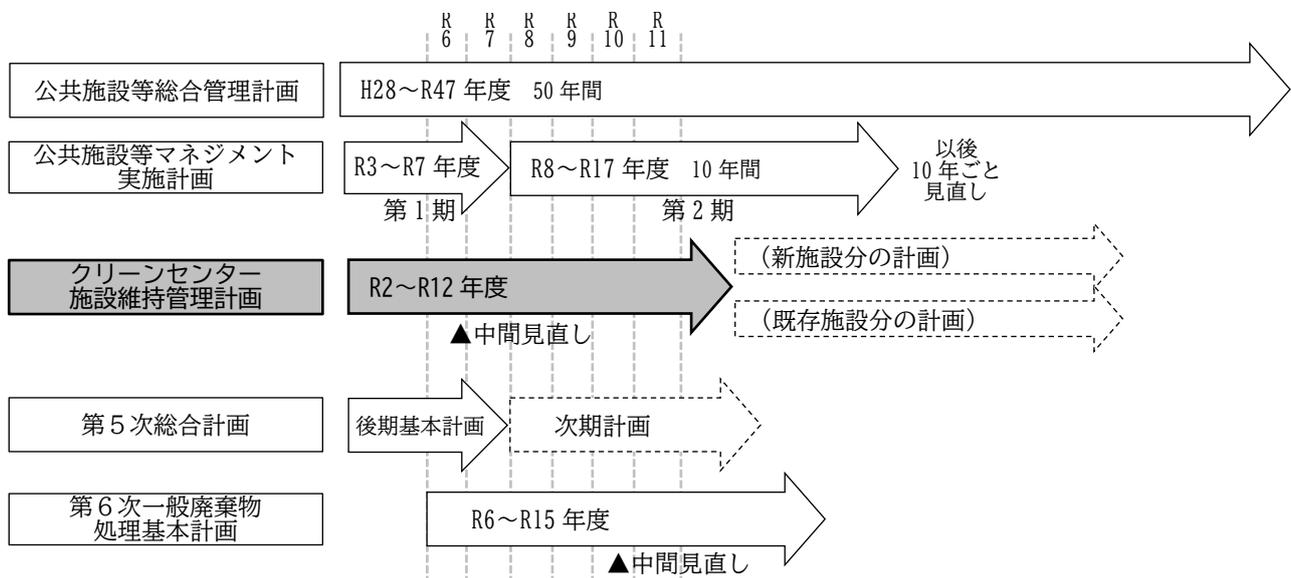


図1-4：本計画の対象期間

## 4 用語解説

【あ行】
<p>朝霞地区一部事務組合</p> <p>し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務等を共同で処理する特別地方公共団体（一部事務組合）です。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成されています。</p>
<p>朝霞和光資源循環組合</p> <p>ごみの広域処理を行うために設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。朝霞市、和光市の2市で構成されています。</p>
<p>一般廃棄物</p> <p>廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。</p> <p>ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられます。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業系ごみと表記しています。</p>
<p>延命工事</p> <p>本計画では、設備の寿命を超えても安全かつ確実に稼働できるようにするため、設備の劣化した部分を新しく作り直すことをいいます。</p>
【か行】
<p>改修</p> <p>経年劣化などにより機能低下した部分を新たに作り直して、元の状態以上となるように改善することをいいます。</p>
<p>家庭系ごみ</p> <p>生活系ごみから資源を除いたものをいいます。</p>
<p>ごみ処理の広域化</p> <p>ごみの処理（主に中間処理）を、複数の自治体で共同実施することをいいます。現在、朝霞市では、和光市と広域化について協議を進めています。近隣では、志木地区衛生組合（志木市、新座市、富士見市）や、蕨戸田衛生センター組合（戸田市、蕨市）などの例があります。</p>
【さ行】
<p>最終処分場</p> <p>一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいいます。</p> <p>処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）などがあります。</p>
<p>事業系ごみ</p> <p>事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。本計画では事業系一般廃棄物のことをいいます。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源が含まれます。</p>
<p>施設</p> <p>敷地、建築物、設備、装置、駐車場など、構成するすべての要素をまとめたものをいいます。</p>
<p>修繕</p> <p>施設の破損した部分を元の状態に復旧することをいいます。</p>
<p>焼却残渣</p> <p>ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称です。</p>

<p>ストーカ式</p> <p>焼却炉の中に、金属の棒を格子状に組み合わせた火格子を設置して、その上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、加熱、移動させながら燃やす仕組みのことをいいます。</p>
<p>生活系ごみ</p> <p>一般家庭の日常生活から発生する廃棄物のことをいいます。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源が含まれます。</p>
<p>【た行】</p>
<p>定例整備工事</p> <p>本計画では、設備を稼働するうえで、定例的に実施が必要な工事のことをいいます。例えば摩耗や熱などにより次第に劣化する部品を交換することなどが該当します。</p>
<p>中間処理</p> <p>収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することをいいます。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。</p>
<p>【は行】</p>
<p>破碎</p> <p>砕いて小さな粒の状態することをいいます。粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理しています。</p>
<p>不燃残渣</p> <p>ごみの中間処理等で残ったカスのことをいいます。焼却処理施設では焼却できないごみです。</p>

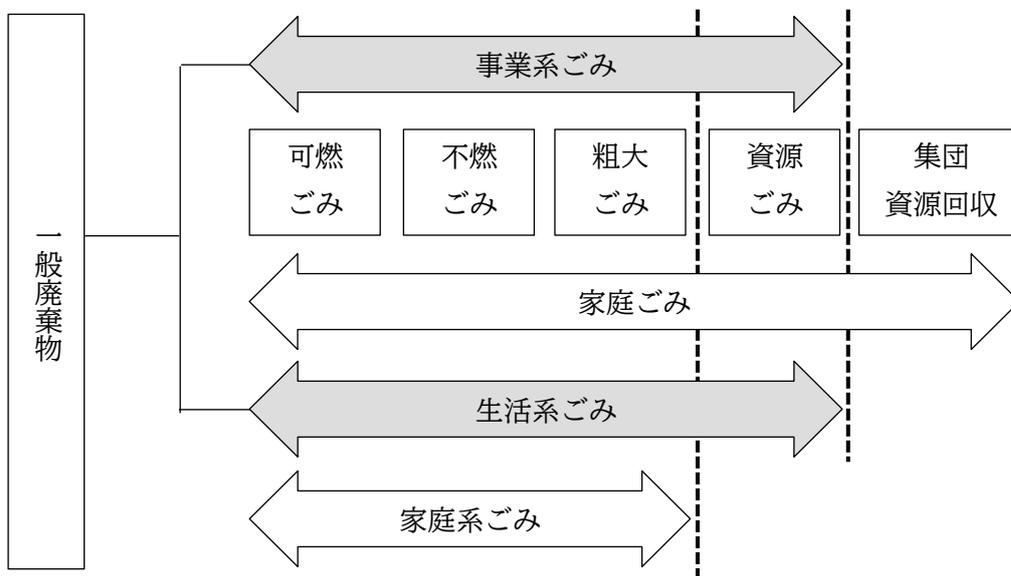


図1-5：ごみの用語定義

1 ごみ処理の流れ

令和5年度（2023年度）のごみ処理の流れを図2-1に示します。

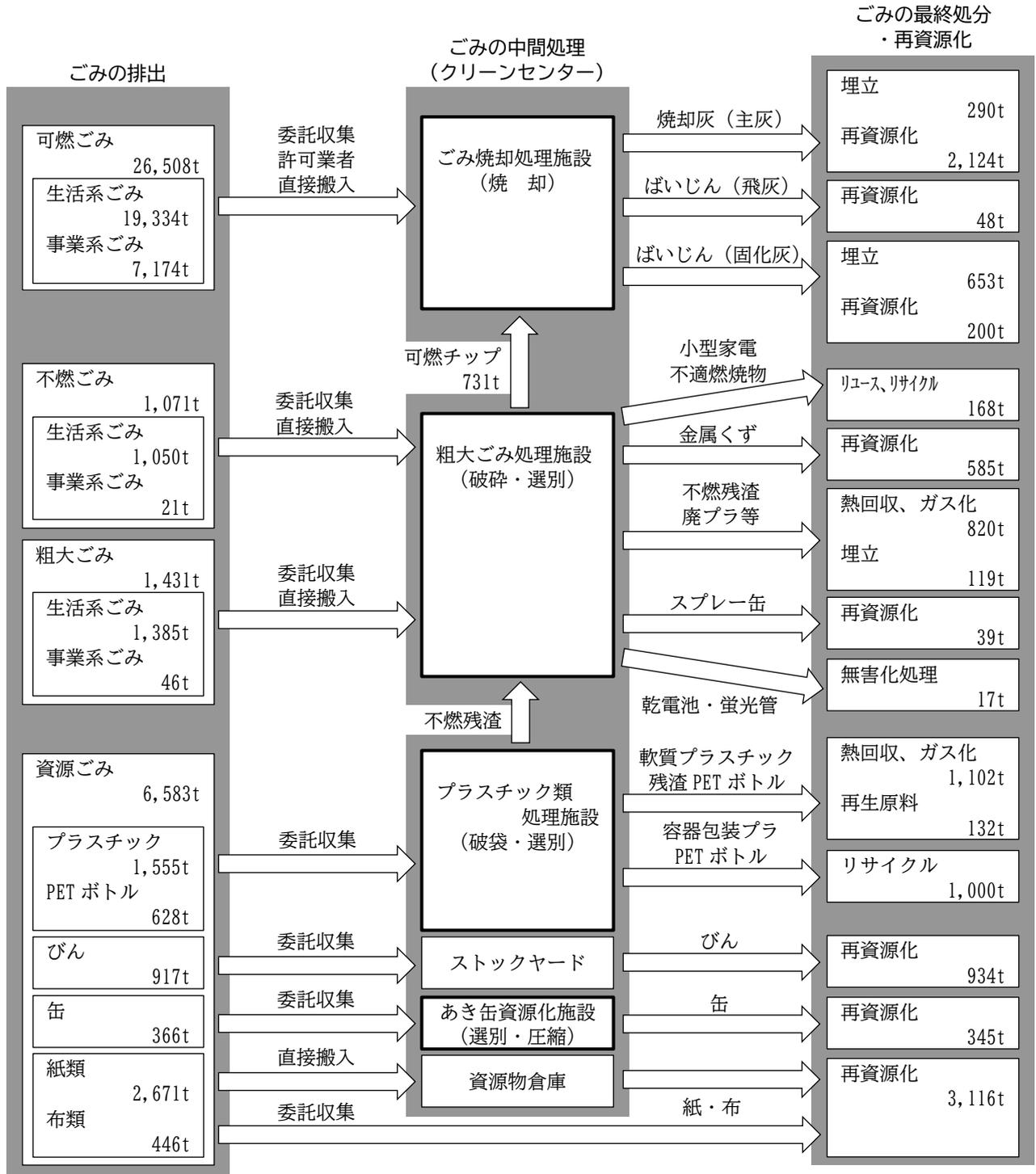


図2-1：ごみ処理の流れ（令和5年度）

## 2 ごみ処理施設の現況

### (1) 施設の現況

本市が管理しているごみ中間処理施設は、すべてクリーンセンター内にあり、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック類処理施設、あき缶資源化施設などから構成されます。いずれも市民の生活を直接支えるものであり、不測の事態による稼働停止などが起こらないよう、点検やメンテナンスを常時行っています。一般に、設備は15～20年程度で寿命を迎えますが、状態に応じて延命工事などを実施して、20年以上使用しているものもあります。ただし、延命にも限界があり、一部の設備で更新が必要な状況となっています。それぞれの施設の現況は、表2-2のとおりです。

表2-2：各施設の現況

ごみ焼却処理施設		
処理能力	120t/日 (60t/24時間×2炉)	
処理方式	ストーカ式	
竣工年月	平成6年(1994年)12月	
延命化工事	平成22年度(2010年度)～平成26年度(2014年度)実施	
運転管理	民間委託	
処理内容	可燃ごみ、選別後の可燃物を焼却処理しています。	
粗大ごみ処理施設		
処理能力	30t/日(5時間)	
処理方式	破碎・選別処理	
竣工年月	昭和59年(1984年)8月	
運転管理	民間委託	
処理内容	不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、資源(鉄)に選別処理しています。	
プラスチック類処理施設		
処理能力	計13.2t/日(5時間)	ペットボトルライン：2.9t/日(5時間) プラ資源ごみライン：10.3t/日(5時間)
処理方式	手選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成21年(2009年)3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	ペットボトル、プラスチック類から異物を取り除き、圧縮成型しています。	
あき缶資源化施設		
処理能力	5t/日(5時間)	
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成9年(1997年)3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	あき缶を鉄とアルミに選別し、圧縮成型しています。	

(2) ごみ処理量の推移

それぞれの施設の年間処理量を、図 2-3～図 2-6 に示します。処理量は生活系ごみと事業系ごみの合計です。人口が微増傾向にある中で、年間処理量は横ばい又は微増の傾向となっています。

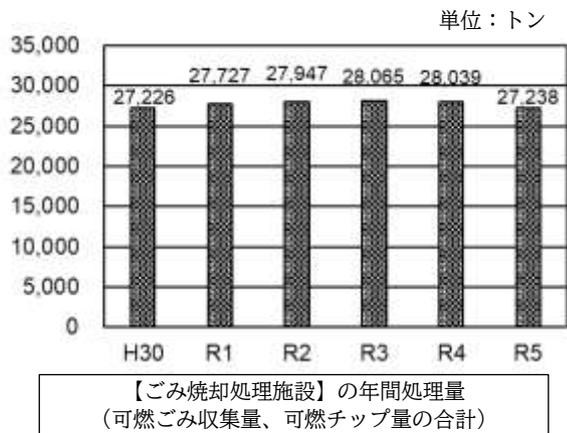


図 2-3：焼却処理量の推移

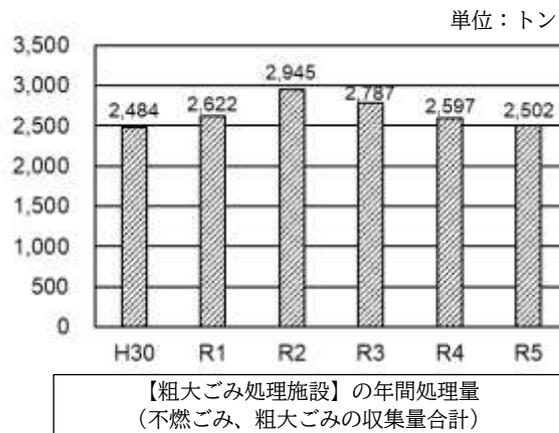


図 2-4：粗大ごみ・不燃ごみ処理量の推移

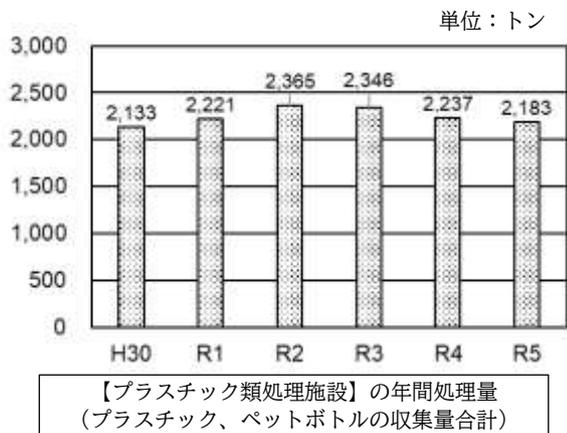


図 2-5：プラ・ペットボトル処理量の推移

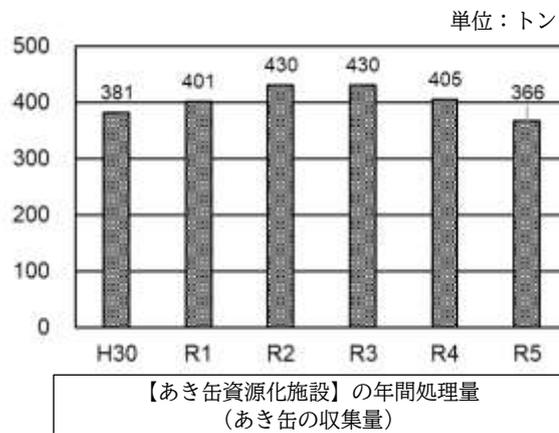


図 2-6：あき缶処理量の推移

(3) 工事・修繕実施額の推移

現在、施設の維持管理は、工事や修繕が必要な部分を調査によって抽出し、優先度の高いものから実施しています。原則として、工事は本計画をもとに実施し、修繕は点検等での不具合箇所を中心に実施しています。過去の工事・修繕の実施額を表 2-7 に示します。

表 2-7：工事・修繕実施額推移

	単位：円					
	可燃ごみ処理事業 【ごみ焼却処理施設】		粗大ごみ処理事業 【粗大ごみ処理施設】		資源ごみ処理事業 【プラ類・あき缶施設*】	
	工事	修繕	工事	修繕	工事	修繕
令和元年度	189,988,680	20,898,803	45,100,000	62,700	3,447,400	4,519,159
令和2年度	189,979,900	26,616,166	46,148,300	0	2,985,620	2,502,700
令和3年度	182,537,300	15,560,202	38,199,700	86,900	10,596,300	2,043,140
令和4年度	356,142,270	10,718,400	34,593,900	0	6,682,500	2,455,200
令和5年度	238,722,000	3,233,670	25,410,000	0	8,739,500	3,700,819

\*プラ類・あき缶施設＝プラスチック類処理施設、あき缶資源化施設

### 3 ごみ処理量の推計

#### (1) 人口の推計

市の人口は、経済成長や市域の発展に伴って、過去一貫して増加を続けてきました。近年においても、交通利便性の高さなどから人口の微増傾向が続いています。今後、令和32(2050)年頃まで微増傾向が続き、その後は減少に転じるものと推計されています。図2-8に、人口の推移と将来推計を示します。

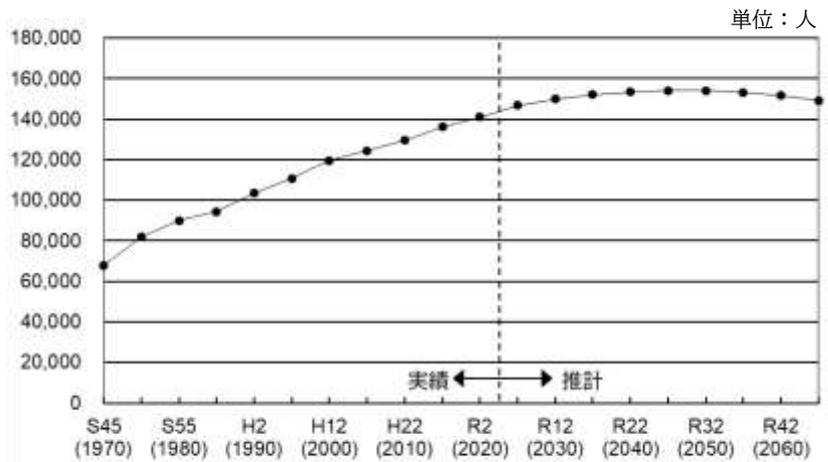


図2-8：人口の推移と将来推計

#### (2) 生活系ごみ排出量の目標値

生活系ごみは、これまでのごみ減量化や再資源化などの取組の結果、1人1日あたりの排出量の減少傾向が続いており、近年では国や県の平均値を下回っています。

今後、ごみ減量化の取組を継続していく前提で第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)において設定した目標値と、これまでの実績を図2-9に示します。令和12年度(2030年度)に稼働開始を予定している広域処理施設では、ごみ搬入量の比率で負担金(ごみ処理に関する費用の負担金)割合が決まることから、それまでに減量化を集中して進める目標としています。

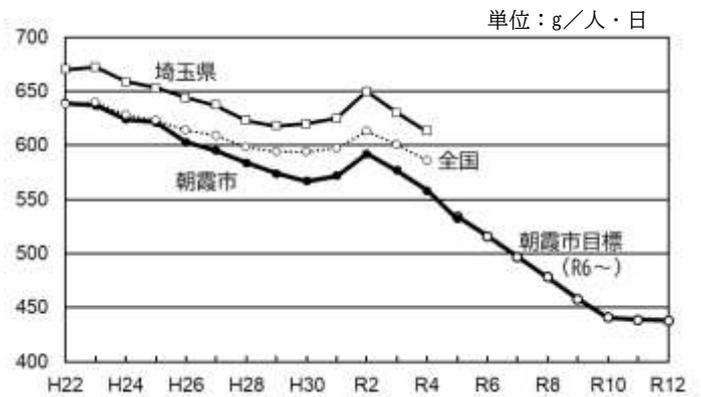


図2-9：生活系ごみ1人1日あたり排出量

1人1日あたり排出量をもとに、令和12年度(2030年度)までの生活系ごみ排出量を算出した結果を図2-10に示します。人口が増加傾向であっても、生活系ごみの年間排出量は、減少していく傾向の目標となっています。なお、基本計画では目標値とは別に、トレンド法による推計値も示されていますが、排出量は現状を上回ることはないものとされています。

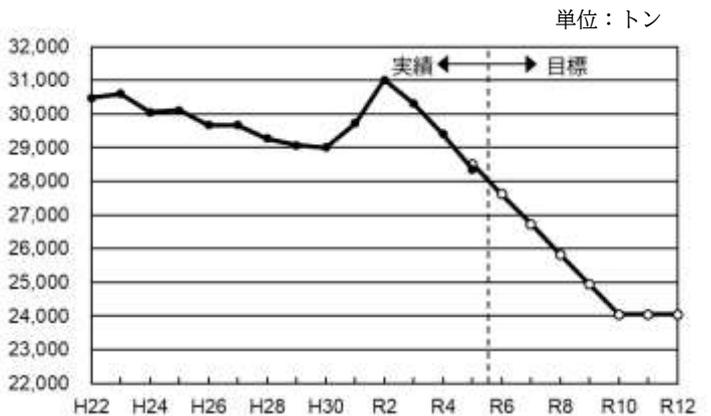


図2-10：生活系ごみ年間排出量

### (3) 事業系ごみ排出量の目標値

事業系ごみは、経済活動の活発化や市内事業所の増加などの要因により、近年増加傾向にあります。これまでの実績と、今後の目標値を図2-11に示します。

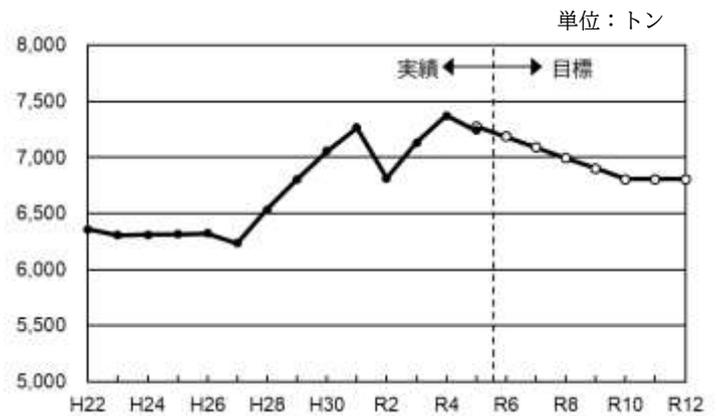


図2-11：事業系ごみ年間排出量

### (4) 全体のごみ排出量の目標値

生活系ごみの排出量目標値(図2-10)と、事業系ごみの排出量目標値(図2-11)から、全体のごみ排出量を算出したものを図2-12に示します。これによれば、今後令和10年度(2028年度)までは、全体のごみ排出量は減少傾向となっています。なお、この数値に集団資源回収量は含んでいません。

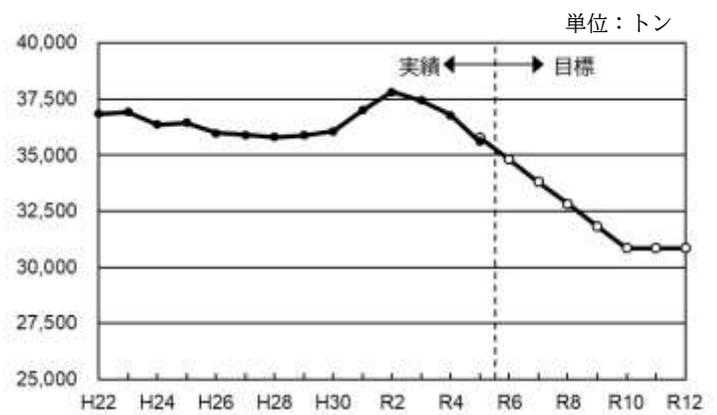
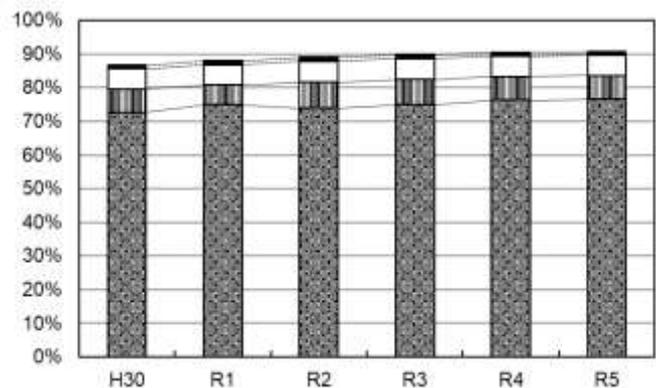


図2-12：全体のごみ排出量

図2-12のごみ排出量は、紙・布など一部の資源を除き、クリーンセンターの中間処理施設において処理すべきごみ量ということになります。

### (5) 各施設の処理量の推計

本計画の対象となる4つのごみ処理施設について、直近での処理量の比率(全体のごみ排出量に対する各施設処理量の重量比率)の推移を図2-13に示します。これによれば、処理量の比率は大きく変化しておらず、全体のごみ排出量の変化に比例して各施設の処理量が変化していく傾向にあると考えられます。従って、いずれの施設とも、令和12年度(2030年度)までの範囲においては、処理量が現状を大きく上回ることはないものと推計されます。



棒グラフは、下から順に、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック類処理施設、あき缶資源化施設を示します。

図2-13：各施設処理量の比率

## 4 ごみ処理の広域化

### (1) これまでの経緯

本市では従来、ごみの中間処理を本市単独で行ってきました。ごみ焼却処理施設は、竣工から 30 年が経過しており、老朽化による維持費用の増大や処理能力の低下などが大きな課題となっています。粗大ごみ処理施設は、竣工から 40 年が経過しており、こちらも同様に老朽化が進んでいます。加えて、近年では市の財政状況が厳しいことから、施設の維持や更新に充てることのできる費用が十分に確保できない状態が続いています。

このような課題は、朝霞市だけでなく全国的に共通したものであり、国や埼玉県もごみ処理の広域化を推進する方針を打ち出していることから、朝霞市と和光市では、平成 25 年度（2013 年度）に、ごみ処理の広域化について協議を行いました。この時点の協議では、建設候補地が見当たらなかったこと、新施設の稼働開始まで長期間を要することなどから、ごみ処理の広域化を一旦断念しました。

しかし、両市がそれぞれ単独で施設の更新を実施した場合、事業費の増加が懸念されることや、和光市から建設候補地が提案されたことなどを踏まえ、再度協議を進めた結果、平成 30 年（2018 年）8 月に、「ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、広域処理施設の整備に向けた事業を進めています。

### (2) 広域化事業の経緯

両市ともに施設の老朽化が進んでおり、できるだけ速やかな新施設の稼働開始が求められている状況にあります。このため、表 2-14 に示すような経緯で事業が進められてきました。

表 2-14 ①：ごみ処理広域化事業の経緯

平成 30 年（2018 年）8 月	「ごみ広域処理に関する基本合意書」締結 ごみ処理を両市で広域化して実施すること、当初の施設建設地は和光市内、次期施設の建設地は朝霞市内とすることなどを確認。
令和 2 年（2020 年）4 月	「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」締結 一部事務組合を設立して事業を行うこと、当面の処理対象は可燃、不燃、粗大ごみとすること、両市のごみ処理事業に使用している土地は組合へ無償譲渡すること、費用負担割合などを確認。
令和 2 年（2020 年）5 月	「ごみ処理広域化基本構想」策定 処理量推計、広域化シナリオ、建設用地の選定、施設基本構想、跡地利用計画、事業スケジュール、財源計画などを記述。
令和 2 年（2020 年）10 月	「朝霞和光資源循環組合」設立 朝霞市、和光市を構成市とする一部事務組合で、事務所は和光市役所内に設置。
令和 4 年（2022 年）9 月	「ごみ広域処理施設整備基本計画」策定 施設計画、処理方式、設備計画、施工計画、運営計画などを記述。
令和 5 年（2023 年）4 月	「ごみ広域処理施設整備・運営事業」入札公告
令和 5 年（2023 年）8 月	入札参加者辞退により、入札中止を公告

（次ページへ続く）

表 2-14 ②：ごみ処理広域化事業の経緯

令和 6 年（2024 年） 4 月	「ごみ広域処理施設整備・運営事業」入札再公告 予定価格を増額、工事期間を 1 年延長し、施設供用開始予定が令和 12 年度に変更された。
令和 6 年（2024 年） 10 月	入札により事業者が決定（カナデビア株式会社東京本社）

(3) 広域化事業の今後

ごみ広域処理施設（可燃、不燃、粗大が処理対象）については、令和 12 年度の供用開始に向けて着実に事業を進めていくことが求められています。一方、資源の広域処理については、具体的な内容について現在協議を進めており、その結果を踏まえて事業を進めていくことになります。

今後の各施設の整備構想を図 2-15 に示します。この内容は現時点のものであり、今後、協議の結果によって変更となる場合があります。

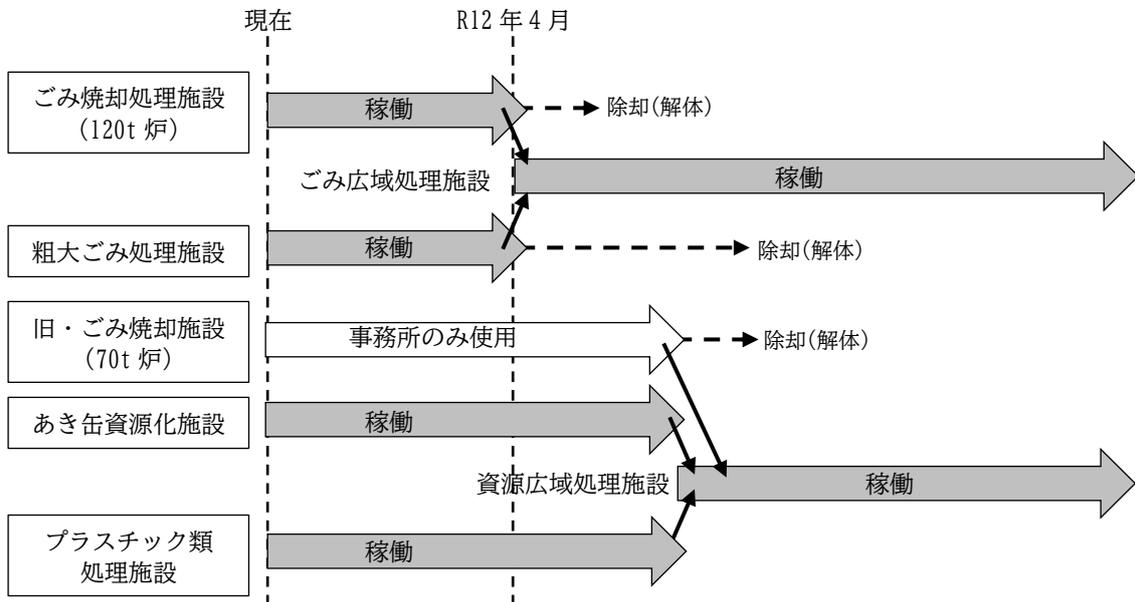


図 2-15：今後の各施設の整備構想

(4) 本計画での検討条件

これまでの協議内容から、本計画では以下の条件をもとに検討を進めることとします。

- ・ごみ広域処理施設の稼働開始は令和 12 年度（2030 年度）
- ・ごみ広域処理施設の処理対象ごみは可燃ごみと粗大・不燃ごみ
- ・朝霞市内で排出された資源は、令和 12 年度（2030 年度）以降も当面現在の施設で処理

## 5 課題の整理

これまでに見てきた様々な状況把握や推計から、クリーンセンターの施設を維持管理していくうえで検討すべき課題や条件を以下に整理します。

### ○ごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設

- ①施設の稼働期間は、令和 11 年度（2029 年度）末までを想定します。
- ②現在の施設は、令和 12 年度（2030 年度）以降に解体する想定とします。
- ③今後、現在の施設で処理すべきごみ量が大きく増加する可能性は低いと想定されます。
- ④ごみ焼却処理施設は延命工事を繰り返しており、経年により焼却能力の低下がみられます。このため、施設の状態を的確に把握しながら、安定的な稼働を確保することが求められています。

### ○プラスチック類処理施設・あき缶資源化施設

- ①資源の広域処理が開始されるまで稼働を続ける想定とします。
- ②プラスチック類処理施設は、引き続き資源の広域処理に使用することを想定します。
- ③あき缶資源化施設は処理能力に余裕があることから、令和 12 年度（2030 年度）以降は、和光市内で発生したあき缶も併せて処理することを想定します。
- ④適切な保全により、長期にわたって安定的な稼働を確保することが求められています。

### ○各施設共通

- ①今後必要となる定例整備工事と延命工事を抽出し、計画的に実施することにより、年度ごとの費用負担平準化と、施設の安定的な稼働の確保が求められています。

## 1 ごみ処理施設の維持管理基準

施設の維持管理にあたっては、安全、衛生、環境など、さまざまな面に配慮しながら運転を継続できるようにする必要があります。この配慮すべき内容は、法令等で規定されているものも多くあり、施設の維持管理計画を考えるうえで欠かせないものです。ここでは、維持管理の基本的な考え方と、維持管理基準の主なものについてまとめます。

## (1) 施設維持管理の基本的な考え方

施設の維持管理にあたっては、以下の「基本的な考え方」に基づき、適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に行います。

## 基本的な考え方

- (1) 施設は設計どおり合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的に維持する。
- (2) 施設の機能低下防止のため、十分な保守点検整備を行い、機器を損傷させず能力を十分に発揮させる。
- (3) 適正な運転管理で、公害の発生防止を図る。

## (2) 維持管理体制

施設の維持管理を行う体制としては、技術・運営組織の両面における管理業務、施設を長期にわたって安定稼働できるようにする保全業務、公害防止のための分析業務の3つの業務をバランスよく組み合わせる必要があります。また、事故防止は施設の維持管理において絶対に必要な条件であり、組織全体に安全を確保する意識を浸透させ、管理体制を整備することが求められています。

これらの要件を確保しながら施設を維持管理していくうえで、法的に配置を求められている有資格者を、表3-1に示します。

表3-1：法的に配置を求められている有資格者

資格者名称	法令
一般廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
危険物保安監督者・危険物取扱者	消防法
ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者	電気事業法
特定高圧ガス取扱主任者	高圧ガス保安法
ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法施行令
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令
ボイラー取扱作業者 (2級以上のボイラー技士)	ボイラー及び圧力容器安全規則

(3) 維持管理基準

施設の維持管理にあたっては、施設からの排出ガス、排水、臭気、振動、騒音等による公害を防止するため、法令等に定められた基準に従い、適切な運転管理を行います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5による技術上の基準の適用について、表3-2から表3-4に示します。

表3-2：技術上の基準の適用

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準	本施設への適用
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	本施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。
二 焼却施設にあつては、次のとおりとする。	
イ ビット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	本施設では、燃焼室は熔融炉にあたる。基準どおりに維持管理を行う。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作用させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時には助燃バーナを焚き、炉温を速やかに上昇させる。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作用させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時には助燃バーナを焚き、炉温を高温に保ち、ごみを焼却し尽くす。
ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備（ボイラ）及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排出ガス中のダイオキシン類を年一回以上測定し、かつ、記録する。
ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじんを加湿混練処理し、ばいじん及び水を均一に混合する。
フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。
主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね摂氏 800 度以上に保つこと。	燃焼室の出口のガス温度は摂氏 850 度以上に保つ。
六 破碎施設にあつては、次のとおりとする。	
イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	コンベヤ投入前の段階で異物を除去し、ライン中はカメラ映像の目視により監視する。
ロ 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	破碎の際に発生する粉じんが周囲へ飛散しないように、おおい等を設ける。
ハ 選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	選別の際に発生する粉じんが周囲へ飛散しないように、おおい等を設ける。
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの飛散防止及び悪臭の発生を防止するために、必要な措置を講ずる。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持する。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	排水基準値を遵守し、排水水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	表3-3に示す各種分析・検査頻度に準拠した維持管理を行う。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	基準どおりに維持管理を行う。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	表3-4に示すとおり、法令等の基準に準拠した記録を作成し、管理する。

表 3-3：各種分析・検査頻度

項目		実施頻度
ごみ質		年 4 回以上
焼却残渣の熱しゃく減量		月 1 回以上
燃焼室出口温度		常時
放流水の水質	水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数	月 1 回以上
ばい煙	塩化水素	年 2 回以上
	窒素酸化物	年 2 回以上
	ダイオキシン	年 1 回以上

表 3-4：法令等に基づく記録

設備等名称	法令	記録又は検査項目	実施頻度	保存年数
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	(1)施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成する。 (2)ごみ質（年 4 回）、熱しゃく減量（月 1 回）、放流水の水質（月 1 回） (3)塩化水素、窒素酸化物（年 2 回） (4)精密機能検査（1 回／3 年）		3 年
クレーン設備	クレーン等安全規則	(1)定期自主検査（荷重試験等） (2)定期自主検査（巻上げ防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチ、ワイヤロープ及びつりチェーン） (3)作業開始前の点検（巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ、コントローラ等） (4)自主検査の記録	年 1 回 月 1 回  日 1 回	3 年
第 2 種圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則	(1)定期自主検査（本体の損傷、ふたの締付ボルト、管及び弁の損傷）	月 1 回	3 年
排出ガス	大気汚染防止法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	(1)塩化水素、窒素酸化物  (2)ダイオキシン類	年 2 回  年 1 回	3 年
電気設備	電気事業法	(1)自家用電気工作物の保安規定を策定のうえ、工事・維持及び運用に関する記録をする。	保安規定に基づく	5 年
水質	水質汚濁防止法施行規則	(1)排水中の汚染状態	規定なし	3 年
貯水槽	水道法施行規則	(1)水槽の清掃及び検査	年 1 回	
消防用設備	消防法施行規則	(1)消防設備の外観点検（6 月ごと）、機能点検（6 月ごと）、総合試験（1 年ごと）		
高圧ガス	高圧ガス保安法	(1)保安検査 (2)定期自主検査	年 1 回	
酸素欠乏危険場所	酸素欠乏症等防止規則	(1)酸素濃度	作業開始の都度	3 年
計量器	計量法	(1)定期検査	1 回／2 年	

#### (4) 定期検査

表 3-4 に示したものの以外の設備または装置においては、表 3-5 に示す定期検査を実施します。

表 3-5：法定定期検査

装置・設備名称	法令	実施頻度
ボイラー	電気事業法	法定検査 2年ごと
タービン	電気事業法施行規則	法定検査 4年ごと
クレーン	クレーン等安全規則	検査証の更新 2年ごと

## 2 ごみ処理施設の維持管理方針

ごみ量の推計、施設の状況、検討条件などから、今後、施設を維持管理していくうえで、基本となる方針を以下に示します。

### ○ごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設

- ①令和 12 年度（2030 年度）まで、維持管理基準を満足しつつ安定して稼働できるよう、適切な定例整備工事と延命工事を実施します。
- ②施設の処理能力は、現状を維持し、老朽化等による能力低下がないようにします。
- ③広域処理施設の稼働開始を見据え、各種工事は必要十分な内容となるよう留意します。

### ○プラスチック類処理施設・あき缶資源化施設

- ①施設の寿命まで、維持管理基準を満足しつつ安定して稼働できるよう、適切な定例整備工事と延命工事を実施します。
- ②施設の処理能力は、現状を維持できるようにします。

### ○各施設共通

- ①施設維持管理計画に基づき、計画的に工事を実施します。

## 3 ごみ処理施設の維持管理計画

ごみ処理施設の現況と維持管理方針を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）から令和 10（2028）年度までに実施すべき具体的な工事内容を、表 3-6 に示します。

この表では、実施すべき工事を「定例整備工事」と「延命工事」に大きく区分しています。定例整備工事は、消耗部分の交換など、稼働することで必要になる工事のことをいいます。延命工事は、これ以外の内容全般を想定しており、施設の一部分が寿命を迎えることで必要になる交換・オーバーホールや、当初想定された寿命以上に稼働させるため、施設の一部を新たに作り直す工事などをいいます。

この計画内容は、策定時点での状況に基づいて立案したものであり、今後さまざまな状況によって変化することが考えられます。このため、各設備の劣化状況を毎年点検し、工事の優先順位を見直しながら工事を行うものとします。

また、これとは別に、災害や故障など、予期できない事象により急遽必要となる修繕は、随時実施するものとします。

表 3-6：工事実施計画

金額の単位：千円

ごみ焼却処理施設		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
定例 整備 工事	工事費用	143,000	143,000	143,000	143,000	75,000	0
	工事内容	火格子整備、耐火物取替、空冷板整備、送風機整備					
延命 工事	工事費用	19,000	54,000	27,000	14,000	0	50,000
	工事内容	火格子カバー 高圧電気配線 空気予熱器	共通コンベヤ 白煙防止装置 水噴霧装置	送風機 熱風発生炉 バグフィルタ	油圧装置 装置点検清掃	(なし)	施設閉鎖
工事費用合計		162,000	197,000	170,000	157,000	75,000	50,000
粗大ごみ処理施設		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
定例 整備 工事	工事費用	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	0
	工事内容	部品交換、機器整備					
延命 工事	工事費用	12,000	10,000	8,000	5,000	0	0
	工事内容	バグフィルタ	エプロンパン チェーン	磁選機ウェア プレート	トロンメル 整備	(なし)	(なし)
工事費用合計		22,600	20,600	18,600	15,600	10,600	0
プラスチック類処理施設		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
定例 整備 工事	工事費用	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	工事内容	部品交換、機器整備					
延命 工事	工事費用	7,027	23,196	18,125	17,432	3,550	4,100
	工事内容	プラスチック 圧縮梱包機	制御盤 インバータ	供給コンベヤ 排風機	磁選機	破袋機 キャップ取り機	脱臭装置
工事費用合計		8,427	24,596	19,525	18,832	4,950	5,500
あき缶資源化施設		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
延命 工事	工事費用	1,573	624	5,494	920	4,018	0
	工事内容	選別コンベヤ ベルト・スカート	アキ缶選別機 インバータ	選別架台フロア	圧縮機扉 シリンダー	選別機改修 下部シャフト	(なし)

## 1 計画の進行管理と見直し

第3章では、推計や広域化の協議内容から、施設を維持管理していく方針を定め、それに基づいて具体的な施設ごとの維持管理計画を策定しました。今後は、この計画をもとに実際に行動していくこととなります。

計画を実りあるものにするために、進行管理にあたっては、以下の考え方を基本として進めることとします。

- 施設の状態を的確に把握し、計画上の実施時期にこだわらず、必要であれば工事時期の変更を柔軟に行います。
- 工事コストの縮減だけを考えるのではなく、維持コストを含めた「ライフサイクルコスト」が最小になる方法を選択します。
- 工事時期の変更や工事内容の増減は、毎年記録を取って、計画との差異が明らかになるように管理します。
- 予算の制約から、工事内容の選択を迫られることも考えられます。選択にあたっては、施設の状態から判断することを基本とします。
- 今後どの工事が必要とされているか、工事する施設がどのような状態か、について関係者で情報共有を図り、事故防止に努めます。

計画の見直しについては、以下の考え方を基本とします。

- 工事時期の変更や、内容の多少の増減については、毎年の点検結果に基づき判断します。
- ごみ処理広域化の大きな方針変更や、ごみ排出量の急激な増減など、計画の前提条件が大きく変化した場合には、随時、計画の見直しを行うこととします。
- 計画見直しにあたっては、関連する計画の動向を踏まえ、内容の整合を図るものとします。

## 2 今後の取組に向けて

この計画は、市のごみ処理が安定して継続できることが最終的な目標です。目標実現のために、PDCAサイクルなどを活用して、つねに課題の抽出と改善を進めていくことが求められています。計画のフォローアップに向けた取組を、図4-1に示します。

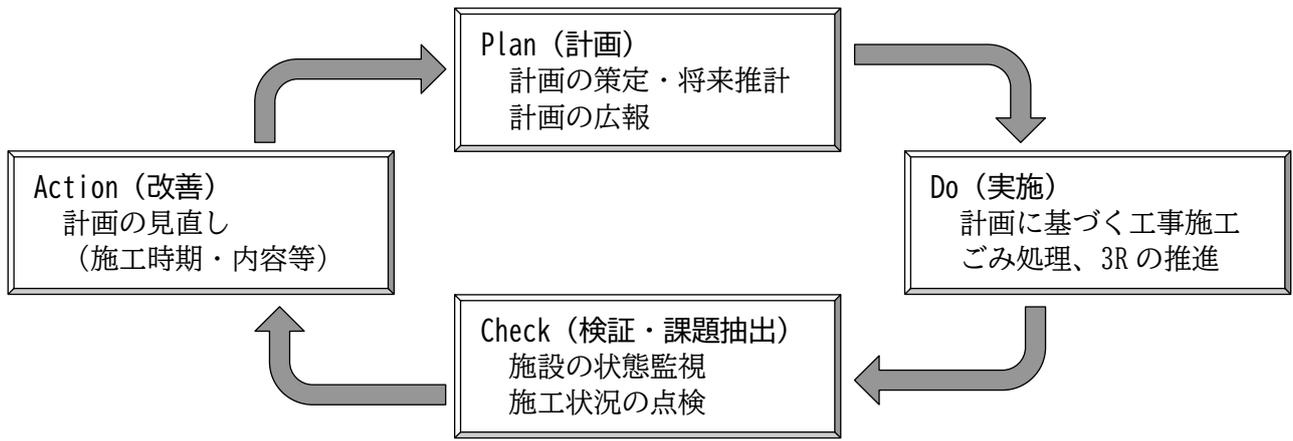


図 4-1：フォローアップに向けた取組

朝霞市クリーンセンター  
施設維持管理計画

発行 : 朝霞市 令和7年3月

編集 : 朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 390-45

電話 : 048 (456) 1593 FAX : 048 (456) 3655